

素案

第 2 次小樽市緑の基本計画



令和 5 年 (2 0 2 3 年) ○ 月

小 樽 市

市長コメント予定

市長写真

令和5年(2023年) ○月

小樽市長

目 次

序章 緑の基本計画の概要	1
1 計画の目的	2
2 計画策定の背景	2
3 計画の特徴	5
4 計画の位置付け	6
5 計画の基本的考え方	6
6 計画の目標年次	7
7 計画の策定体制	7
8 計画策定への市民参加	7
9 計画の構成	8
第1章 緑の現況と課題	9
1 都市の概況	10
(1) 位置	10
(2) 沿革	10
(3) 地形の概況	11
(4) 市街地の状況	12
2 緑の現況	15
(1) 緑被地の分布	15
(2) 樹林地の分布	17
(3) 施設緑地の整備状況	18
(4) 地域制緑地の指定状況	20
(5) 都市の緑化状況	22
(6) 緑化への取組状況	24
3 緑に関する課題の整理	26
(1) アンケート調査結果による課題	26
(2) 前計画の主要施策に関する実施状況による課題	26
4 緑の課題	27
(1) 環境保全に関する課題	27
(2) レクリエーションに関する課題	28
(3) 防災に関する課題	29
(4) 景観形成に関する課題	30
第2章 計画の基本方針と目標	31
1 基本理念	32
2 緑の将来像	33
3 基本方針	34
4 施策の体系	36

5	計画フレーム	37
(1)	計画対象区域	37
(2)	都市計画区域人口の見通し	37
(3)	市街化区域の規模	37
(4)	地域区分	37
6	計画の目標水準	39
(1)	公園・緑地の確保目標水準	39
(2)	都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準	39
(3)	都市緑化の目指す姿	40
第3章	公園・緑地の配置方針	41
1	機能別の公園・緑地の配置方針	42
(1)	環境保全機能からみた配置方針	43
(2)	レクリエーション機能からみた配置方針	45
(3)	防災機能からみた配置方針	47
(4)	景観形成機能からみた配置方針	49
2	総合的な公園・緑地の配置方針	51
第4章	計画の体系と施策	53
1	計画推進のための体系	54
2	計画推進のための取組と施策	55
(1)	取組1 都市環境を形成する緑の保全	55
(2)	取組2 身近に触れ合える緑の保全	57
(3)	取組3 魅力ある公園づくり	58
(4)	取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成	61
(5)	取組5 緑のネットワークの活用	64
(6)	取組6 緑を守り育てる体制の充実	69
(7)	取組7 緑と触れ合える機会の充実	71
第5章	計画の体制と管理	73
1	計画の推進体制	74
2	計画の推進管理	75
(1)	推進プログラム	75
(2)	計画の推進管理	77
(3)	関係機関との連携及び協力要請	77
(4)	計画の見直し	77

資料編	79
1 市民参加の記録	80
(1) アンケート調査結果	80
(2) 第1回 市民懇談会	98
(3) 第2回 市民懇談会	107
(4) パブリックコメント手続	107
2 主要施策に関する実施状況及び緑の解析	108
(1) 基本方針1 いまあるみどりを守ります（緑の保全）	108
(2) 基本方針2 新たなみどりをつくり、育てます（緑の創出）	111
(3) 基本方針3 みどりの文化を広げます（緑の普及と啓発）	119
3 緑と公園・緑地の定義	123
4 庁内における推進体制	124
5 計画策定の経緯	125
6 策定委員会	126
7 目標水準の算出根拠	128
8 用語解説	130

本文中の★印を付けた用語は、資料編「8 用語解説」に解説を掲載しています。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

序章 緑の基本計画の概要

序章 緑の基本計画の概要

1 計画の目的

緑は、良好な都市環境や美しい景観の形成、都市の防災性の向上、レクリエーションや触れ合いの場の提供などといった様々な効果効用を持ち、私たちの暮らしに欠くことのできないものであり、今後も緑地の保全や緑化の推進が必要です。

このことから、市民・事業者・行政が一体となり、これら施策を総合的かつ計画的に実施するため「第2次小樽市緑の基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

「小樽市緑の基本計画」は平成16年（2004年）に策定され、計画期間を平成16年（2004年）から令和2年（2020年）までとし、令和2年度をもって計画期間を満了しましたが、本計画の策定期間と同時に上位計画である第7次小樽市総合計画などの策定が進められており、上位計画との整合を図る必要があることから、計画期間満了から次期計画の策定までは、前計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。

計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化し、それに伴う法改正や上位計画・関連計画などの見直しが行われてきました。

本計画についても、このような社会情勢の変化などに対応した計画とするものです。

■緑地の保全及び緑化の推進に関する計画

【既往計画】

緑のマスタープラン（北海道策定）

（昭和52年4月1日付建設省通達に基づき昭和60年3月策定）

主に都市計画に基づく公園緑地を対象に本市の緑とオープンスペースの総合的な整備と保全を行うために定めたものです。

小樽市地域緑化推進計画（小樽市策定）

（第6期：平成13年度～平成22年度 北海道自然環境等保全条例に基づき平成13年3月策定）

公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進など都市計画制度によらない緑化施策を行うために定めたものです。

【前計画】

小樽市緑の基本計画（小樽市策定）

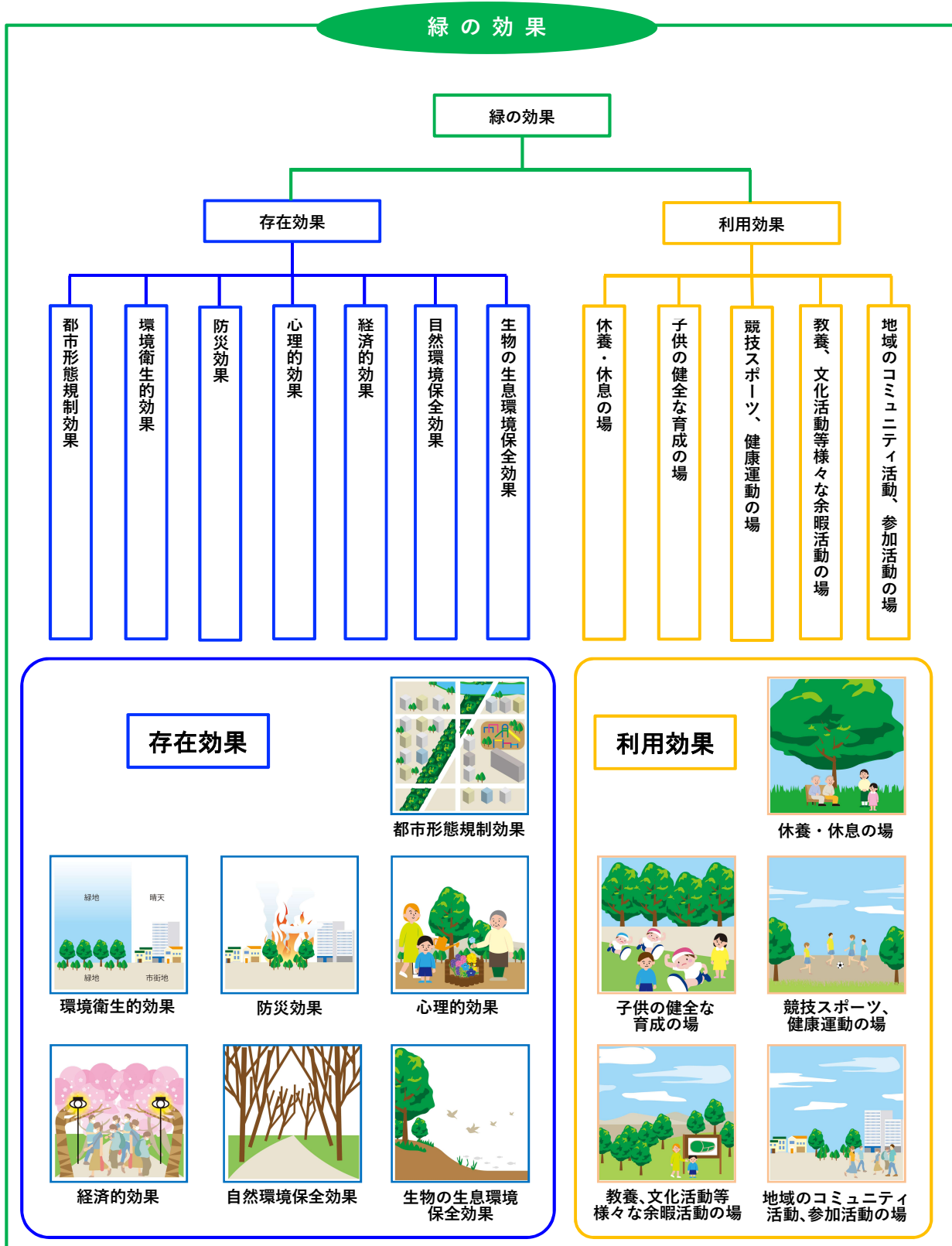
都市緑地保全法
（現・都市緑地法）の改正
（平成6年）

【本計画】

第2次小樽市緑の基本計画（小樽市策定）

◇計画で期待する緑の効果

緑は市民の生活を様々な面で支えています。その効果は一般に、緑が存在することにより都市機能や環境などにもたらされる効果（存在効果）と、緑を利用することによって得られる効果（利用効果）の大きく2つに分けられます。



◇公園・緑地が持つ4つの機能

本計画では、これらの緑がもたらす効果を、公園・緑地が持つ4つの機能(環境保全・レクリエーション・防災・景観形成)としてまとめ、それぞれの機能が補完しあうように総合的な公園・緑地を配置することを基本的な考え方とします。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。



3 計画の特徴

◇法律に根拠をおく計画制度

「緑の基本計画」は都市の緑とオープンスペース*に関する総合的な計画として、「都市緑地法」にその根拠をおく計画制度です。

◇都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画

都市公園の整備や特別緑地保全地区*の指定などの都市計画による事業・制度のみならず、道路や河川、学校などの公共公益施設*、市民や事業者の緑化活動による民有地などの緑化や保全、さらには緑化意識の普及・啓発などソフト面の事項も含めた、都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

◇市町村が策定する計画

市民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域の諸条件を十分に勘案しつつ、独自性・創意工夫のもとに策定することが期待されている計画です。

◇市民意見の反映

計画の策定または変更時には、あらかじめパブリックコメント手続など市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

◇計画内容の公表

計画を実効性のあるものにするには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、積極的に公表して一層の周知を図ることが望ましいとされています。

緑のイメージ（道路・河川・公共公益施設・民有地）



〔道路〕



〔河川〕



〔公共公益施設〕



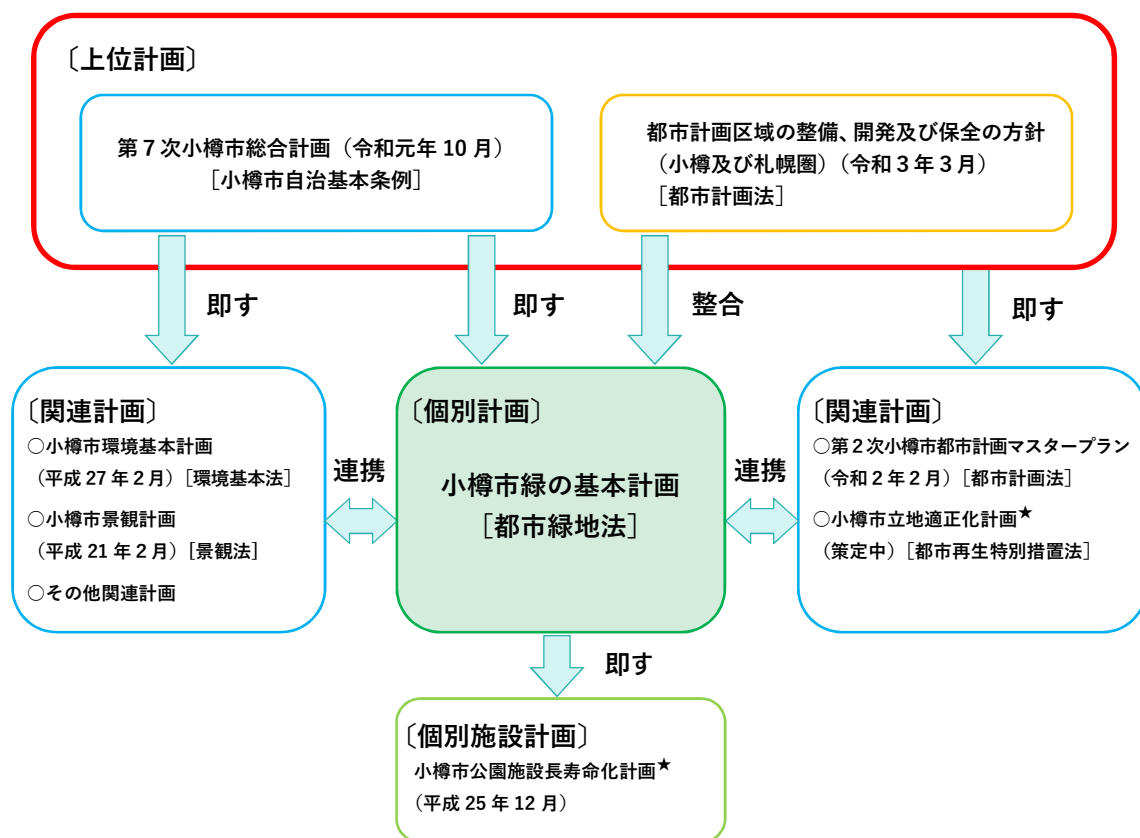
〔民有地〕

4 計画の位置付け

本計画は、「第7次小樽市総合計画（令和元年）」に規定している都市づくりの基本理念を受けるとともに、まちづくり分野の計画である「第2次小樽市都市計画マスタープラン★（令和2年）」に適合するとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★（小樽及び札幌圏）（令和3年）」とも整合のとれた内容となっています。

また、「小樽市環境基本計画（平成27年）」や「小樽市景観計画（平成21年）」との調和のほか、多様な分野の計画とも整合を図り、緑地の保全や緑化の推進に関する内容をより具体化した個別計画です。

■計画の位置付け



5 計画の基本的考え方

本計画は、次のような基本的な考え方に沿って、計画しました。

- ◇社会情勢の変化などに柔軟に対応できる計画とすること。
- ◇都市特性を踏まえた、特色ある計画づくりを目指すこと。
- ◇緑に関するまちづくりの方向性を市民・事業者・行政が共有し、協働で取り組めるような方針を示すこと。
- ◇市民参加のもとに主体的に策定する計画とすること。

6 計画の目標年次

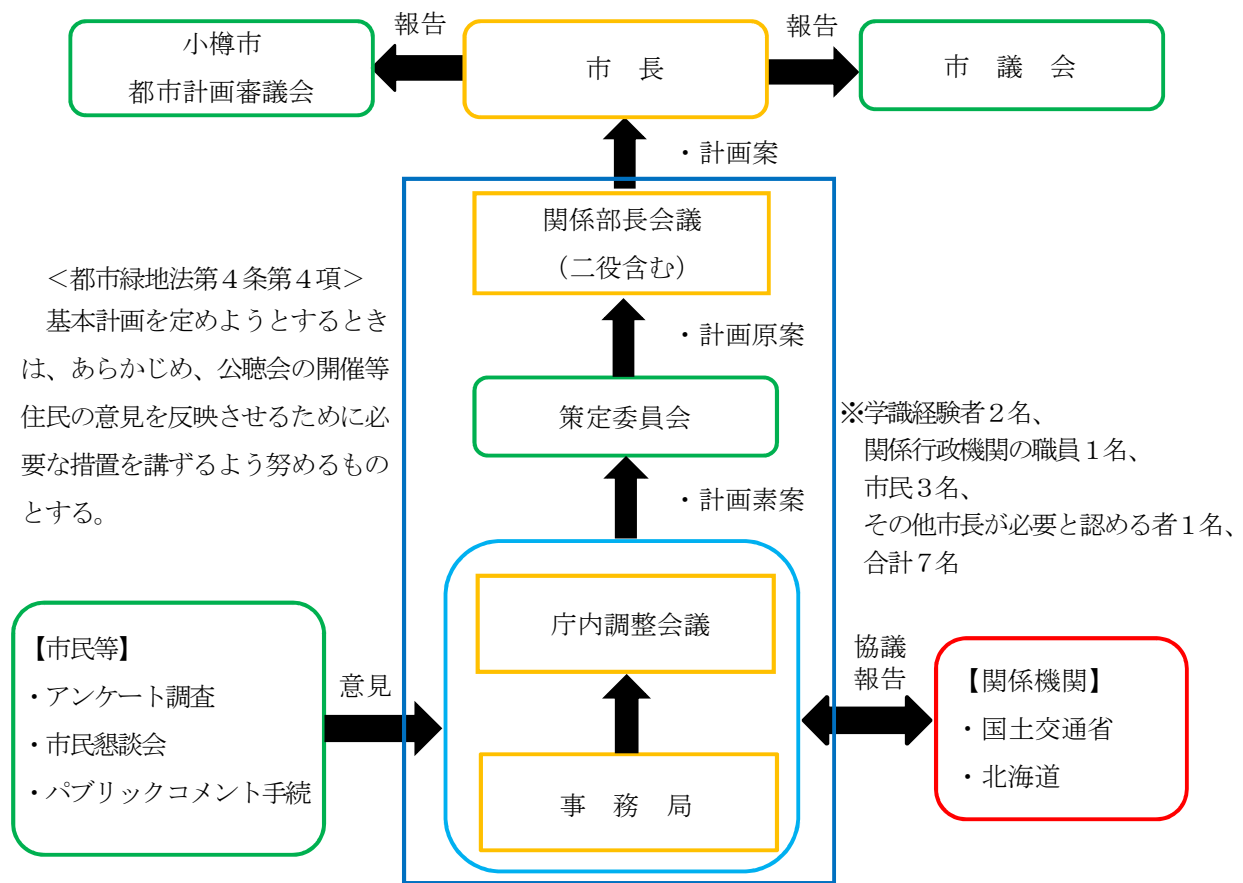
本計画は、平成27年(2015年)を基準年とし、おおむね20年後の令和14年(2032年)を目標年次とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制で取り組みました。

■計画の策定体制



8 計画策定への市民参加

本計画の策定に当たっては、次のような方法で市民参加の機会を設け、市民意見の反映に努めました。

- ◇アンケート調査（資料編80～97ページ参照）
- ◇市民懇談会（資料編98～107ページ参照）
- ◇パブリックコメント手続（資料編107ページ参照）

9 計画の構成

本計画は、序章も含めて、6つの章で構成しています。

◇「序章（緑の基本計画の概要）」では、目的や位置付けなどを説明しています。

◇「第1章（緑の現況と課題）」では、都市の概況や緑の現況、緑に関する課題の整理を踏まえて、公園・緑地の機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）ごとに解析し、課題を整理しています。

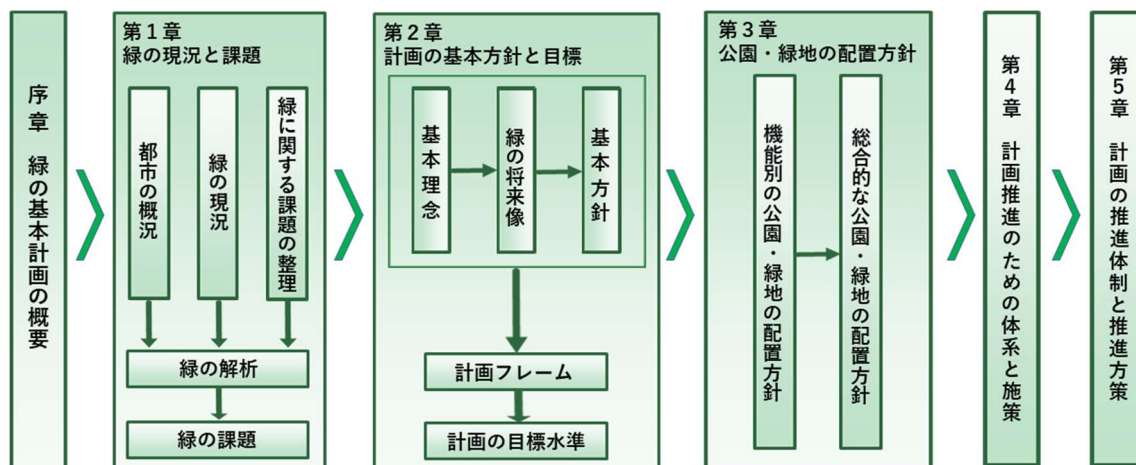
◇「第2章（計画の基本方針と目標）」では、本市の特性や、現在の市街地の状況に対処し、将来にわたる都市の発展に向けて、緑のまちづくりの基本理念、緑の将来像、基本方針などを示すとともに、公園・緑地の確保目標水準や都市緑化の目指す姿などを定めています。

◇「第3章（公園・緑地の配置方針）」では、公園・緑地が持つ4つの機能別に配置方針を示し、それらを踏まえ、総合的な公園・緑地の配置方針を定めています。

◇「第4章（計画の体系と施策）」では、本計画を実現するための取組と施策を定めています。

◇「第5章（計画の体制と管理）」では、本計画の実現に向けての市民・事業者・行政の協働の仕組みと役割分担、計画の推進管理などを定めています。

■計画の構成



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

第1章 緑の現況と課題

第1章 緑の現況と課題

1 都市の概況

(1) 位置

本市は道央圏の西部、後志圏の東部に位置し、東西 36.5 km、南北 20.4 km に広がり、面積 243.8 km² を有しています。近隣の市町村は、南東に札幌市、東に石狩市、西に余市町、南に赤井川村と 4 市町村に接しています。

(2) 沿革

本市は、元治 2 年(1865 年)、ニシン漁や鮭漁を営む人々により形成された集落が「村並」に指定されたことにより誕生し、明治 4 年(1871 年)に札幌に開拓使が置かれると、北海道開拓のための海陸開拓の要地として港湾の築造が進められました。

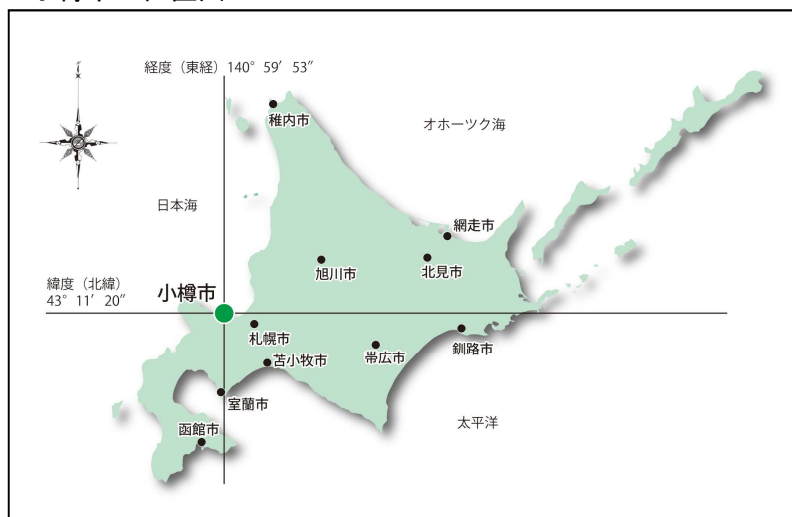
明治 13 年(1880 年)、石狩炭田の開発とともに、小樽・札幌間に道内で最初の鉄道が敷設されると、小樽港は石炭積出港として本格的な港湾活動の第一歩を踏み出し、明治 32 年(1899 年)には外国貿易港に指定されるなど、北海道開発の進展に伴う商圈の拡大と人口の増加などにより本市は北海道を代表する商工・港湾都市として繁栄し、大正 11 年(1922 年)には市制が施行されました。

しかし、昭和 40 年(1965 年)頃から、国内エネルギー需要の石炭から石油への切り替わりや、苫小牧港の供用開始に伴い、小樽港の港勢が減退するなど、本市を取り巻く経済・社会情勢などの環境は大きく変化しました。

こうした背景の中で、小樽港では、中国を結ぶ外貿定期コンテナ航路や日本海側の内航フェリー航路が就航しています。また、石狩湾新港では、韓国や中国を結ぶ外貿定期コンテナ航路が就航しているほか、LNG 火力発電施設等を有しエネルギー供給拠点としての役割も担っており、今後の更なる発展が期待されています。

そのほか、小樽運河を中心とした歴史的建造物やウォーターフロントを活用した観光施設への来客数が大幅に増加し、近年は小樽港が大型クルーズ客船の発着港として利用されることが多くなるなど、観光都市としての発展も期待されています。

■小樽市の位置図



(3) 地形の概況

本市は地形的に、火山性台地に代表され、山麓から台地、台地から平地に至り海岸に達するため、市街地は至るところ階段状に発達しています。

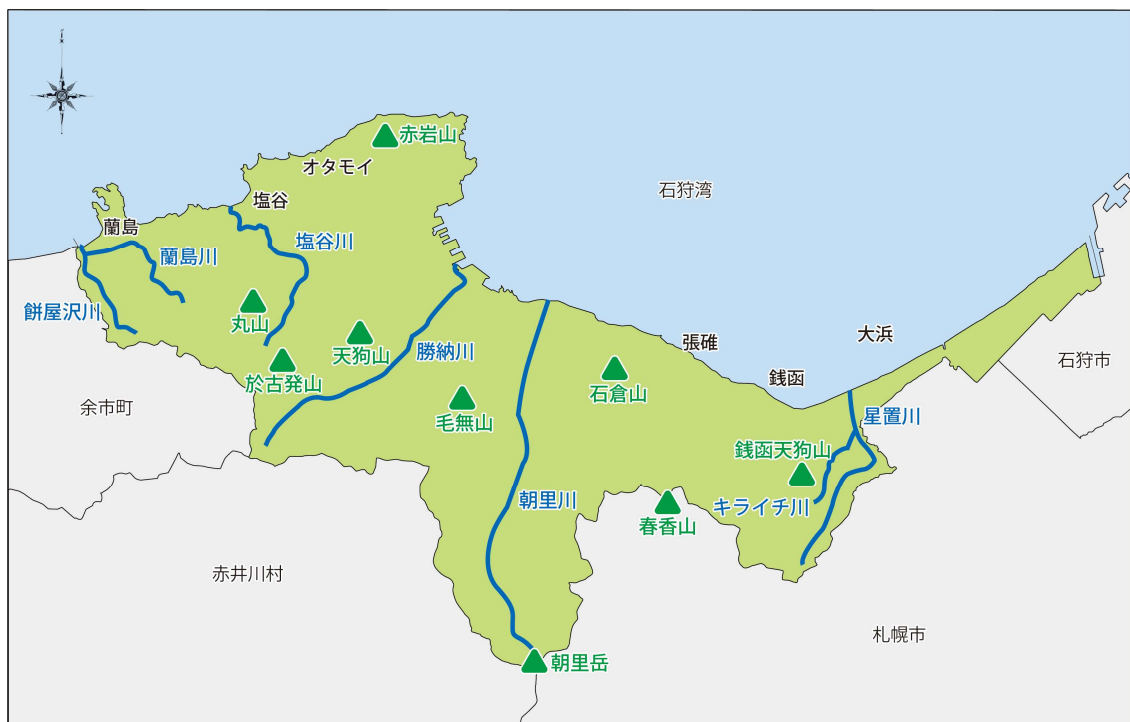
また、市域の大半は、山地や丘陵地によって占められており、平地が極めて少ない地形となっています。

山地は、標高 500m～900mにわたり、市街地背後に天狗山、毛無山、於古発山、東部に石倉山、春香山、朝里岳、銭函天狗山、西部に丸山、北部に赤岩山が位置しています。

海岸線は張碓・銭函間や赤岩・オタモイ間に見られる比較的複雑な岩石海岸と、海水浴場に代表される銭函・大浜間や塩谷・蘭島間の砂浜地形があります。

河川は、二級河川として蘭島川、餅屋沢川、塩谷川、勝納川、朝里川、星置川及びキライチ川があります。

■地形概況図



(4) 市街地の状況

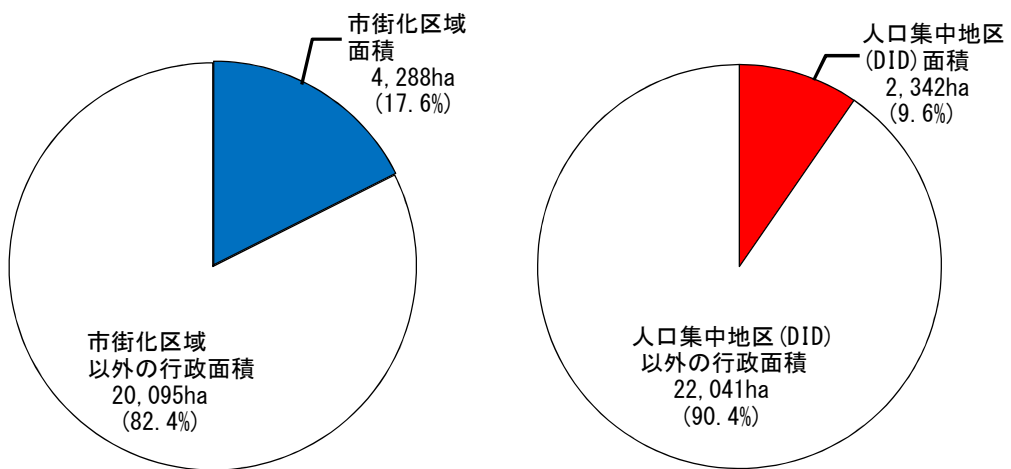
本市の人口（国勢調査ベース）は、平成27年国勢調査で121,924人となり、昭和35年国勢調査の198,511人をピークに減少が続いています。地域別による人口の推移は平成12年国勢調査からの15年間で9地域の全てにおいて人口減少が進んでいます。

令和2年(2020年)において本市の行政区画面積は24,383ha、市街化区域面積は4,288ha(17.6%)、人口集中地区(DID)面積は2,342ha(9.6%)となっています。

用途地域の指定状況は、住居系が2,798ha(65.3%)、商業系が208ha(4.8%)、工業系が1,282ha(29.9%)となっています。

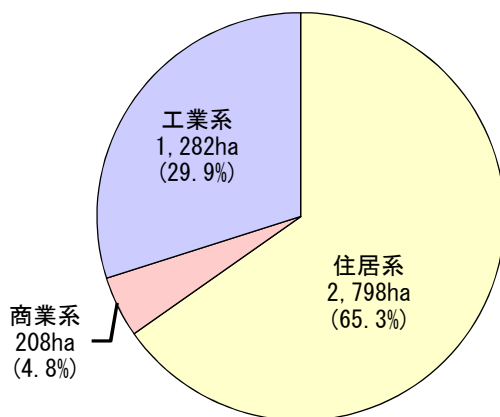
■行政区画に占める市街化区域と人口集中地区の割合

行政区画面積：24,383ha



■用途地域の指定状況

用途地域面積：4,288ha



鉄道は、函館・旭川を結ぶ函館本線が市を縦貫し、小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅など7駅あります。また、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画をもとに、令和12年（2030年）の新小樽（仮称）駅開業を見据えたまちづくりが進められています。

■北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備イメージ図



※参考文献：「おたる新幹線まちづくりアクションプラン」

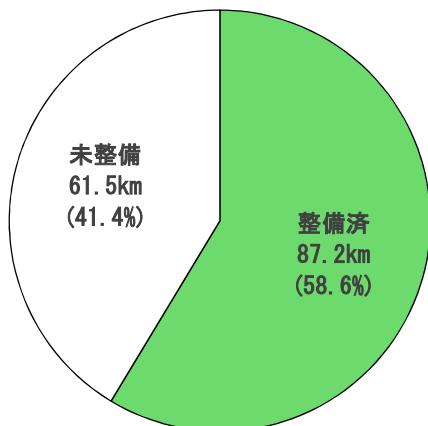
道路網は、北海道横断自動車道、国道5号、国道337号、国道393号、道道小樽港線（臨港線）及び道道小樽定山溪線を基幹とし、交通軸を形成しています。

都市計画道路は、令和3年（2021年）で60路線、延長148.7kmを計画決定しており、このうち整備済は87.2km、整備率58.6%となっています。

また、北海道横断自動車道（黒松内町～小樽市）の余市IC～小樽JCTの区間が平成30年12月に開通したことにより、国道5号の交通混雑の緩和や、救急搬送の迅速性・安定性の向上、広域避難路・救援物資輸送路の確保等が見込まれ、今後も北海道新幹線新小樽（仮称）駅の誕生と併せて新交通輸送体系の確立と広域交通網の整備が期待されています。

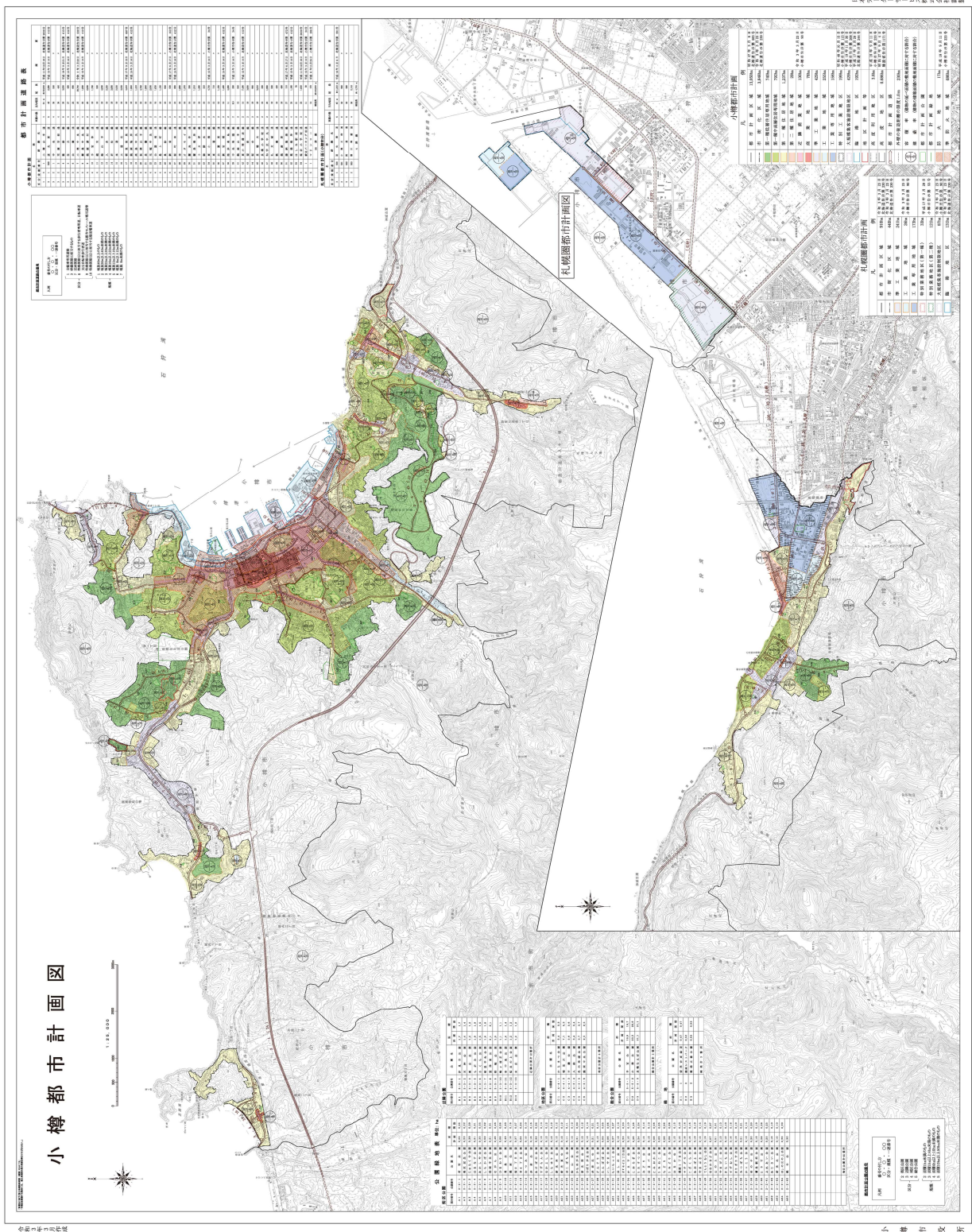
■都市計画道路の整備状況

都市計画道路延長：148.7 km



〔北海道横断自動車道（小樽塩谷IC）〕

■小樽都市計画図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2 緑の現況

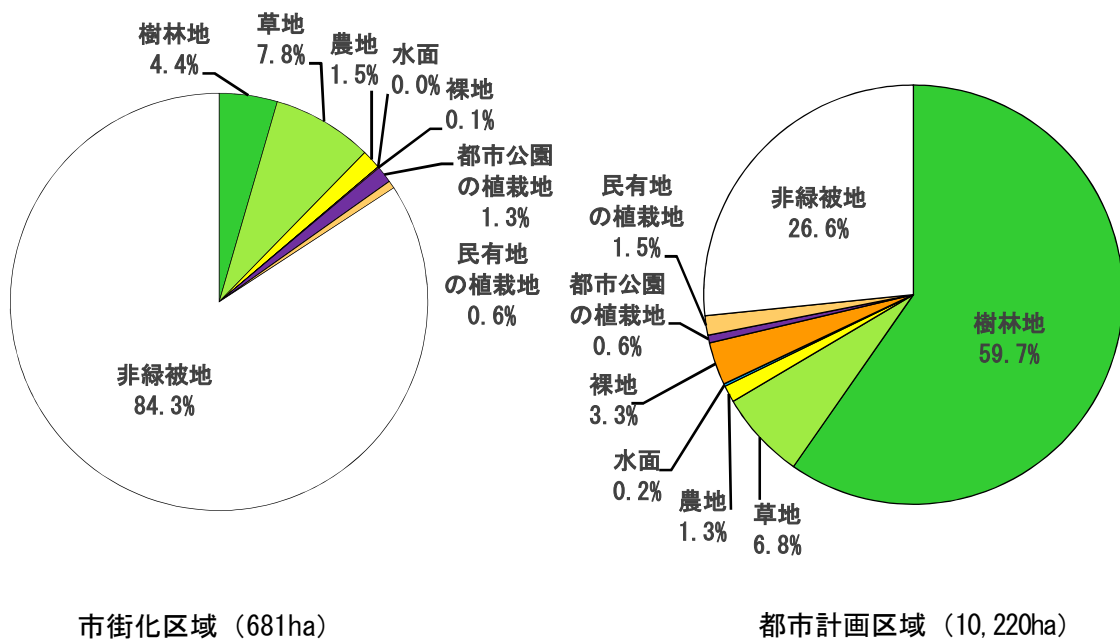
(1) 緑被地*の分布

緑被地は、市街化区域においては 681ha(15.7%)であり、都市計画区域においては 10,220ha(73.4%)となっています。

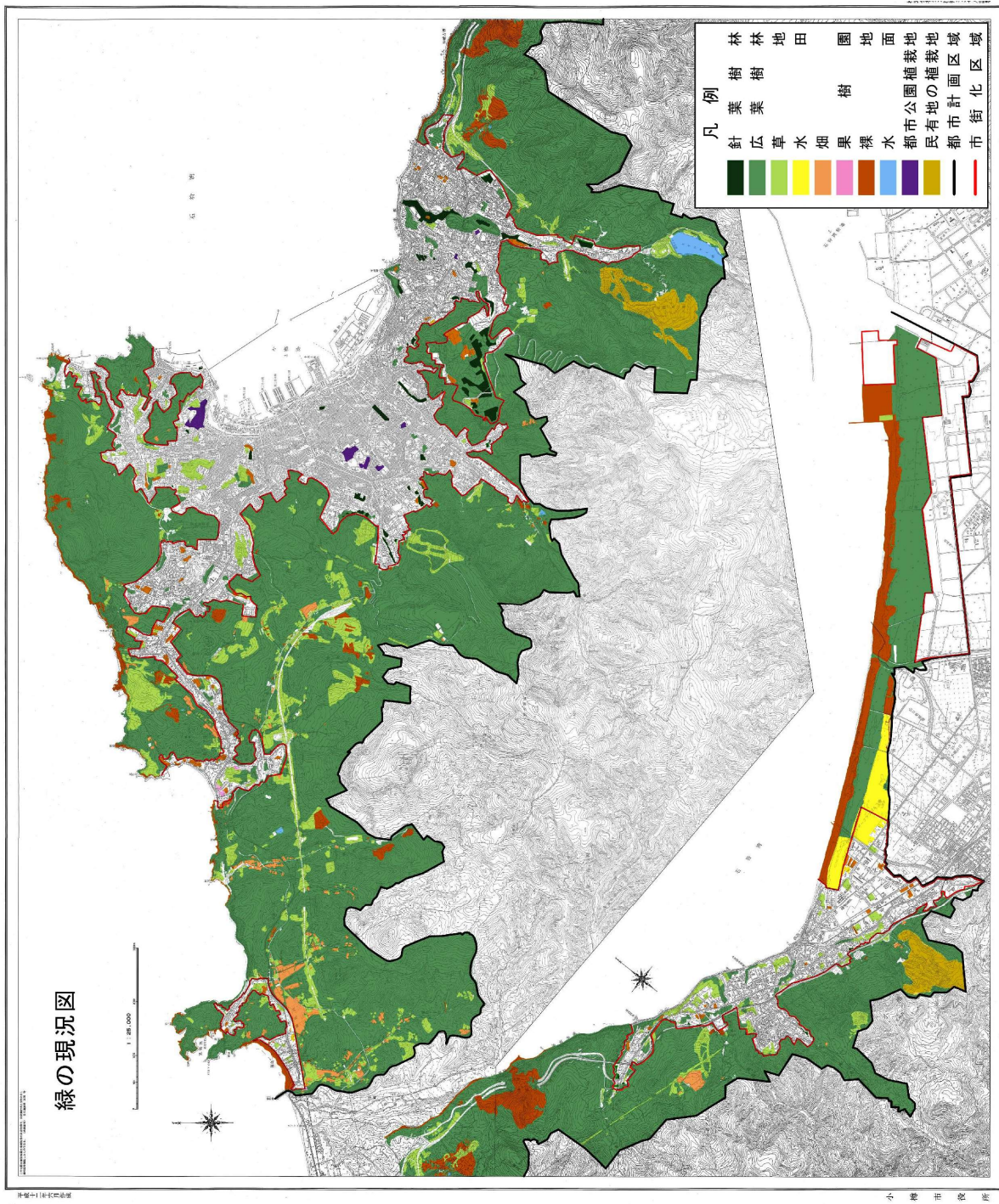
■緑被地の現況 (令和元年)

区分	市街化区域		都市計画区域	
	面積(ha)	緑被率*(%)	面積(ha)	緑被率(%)
緑被地	681	15.7	10,220	73.4
樹林地 (針葉樹林・広葉樹林)	191	4.4	8,306	59.7
草地	335	7.8	943	6.8
農地 (水田・畑・果樹園)	66	1.5	180	1.3
水面	0	0.0	36	0.2
裸地	6	0.1	465	3.3
都市公園の植栽地	56	1.3	86	0.6
民有地の植栽地	27	0.6	204	1.5
市街化区域(4,301ha)に対する緑被地の割合		15.7%		
都市計画区域(13,923ha)に対する緑被地の割合		73.4%		

■緑被地の構成



■緑の現況図

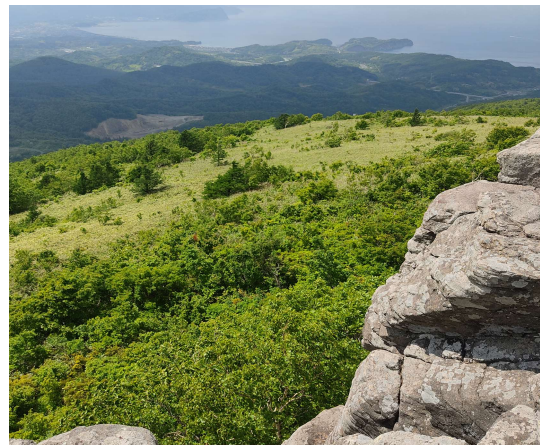
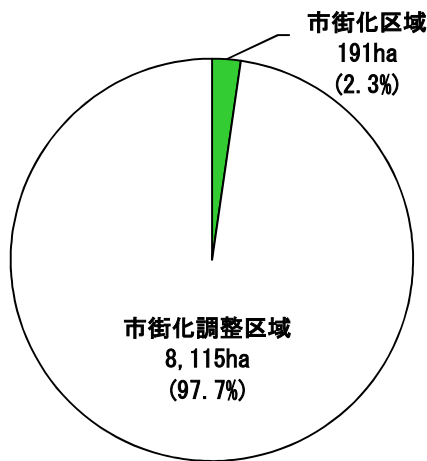


(2) 樹林地の分布

樹林地は、都市計画区域の 59.7% (8,306ha) を占め、そのうち 2.3% (191ha) が市街化区域に、残りの 97.7% (8,115ha) が市街化調整区域に分布しています。特に市街化区域における樹林地面積は 191ha (市街化区域面積の 4.4%) と少なくなっています。

■ 樹林地の分布

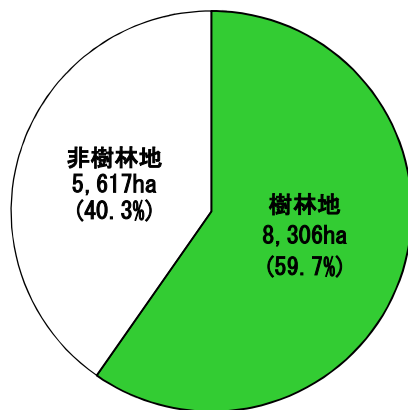
樹林地面積 8,306ha



〔丸山〕

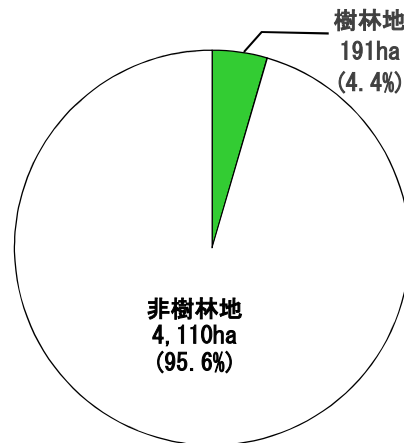
■ 都市計画区域に占める樹林地の割合

都市計画区域面積 13,923ha



■ 市街化区域に占める樹林地の割合

市街化区域面積 4,301ha



(3) 施設緑地★の整備状況

都市公園は、平成27年(2015)で93か所128.7ha整備されており、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は10.6㎡となっています。

これは全国平均の10.2㎡/人と比べると同等の水準にありますが、全道平均の38.8㎡/人に対しては低い水準となっています。

そのほか、長期未整備の都市計画公園が3か所あります。

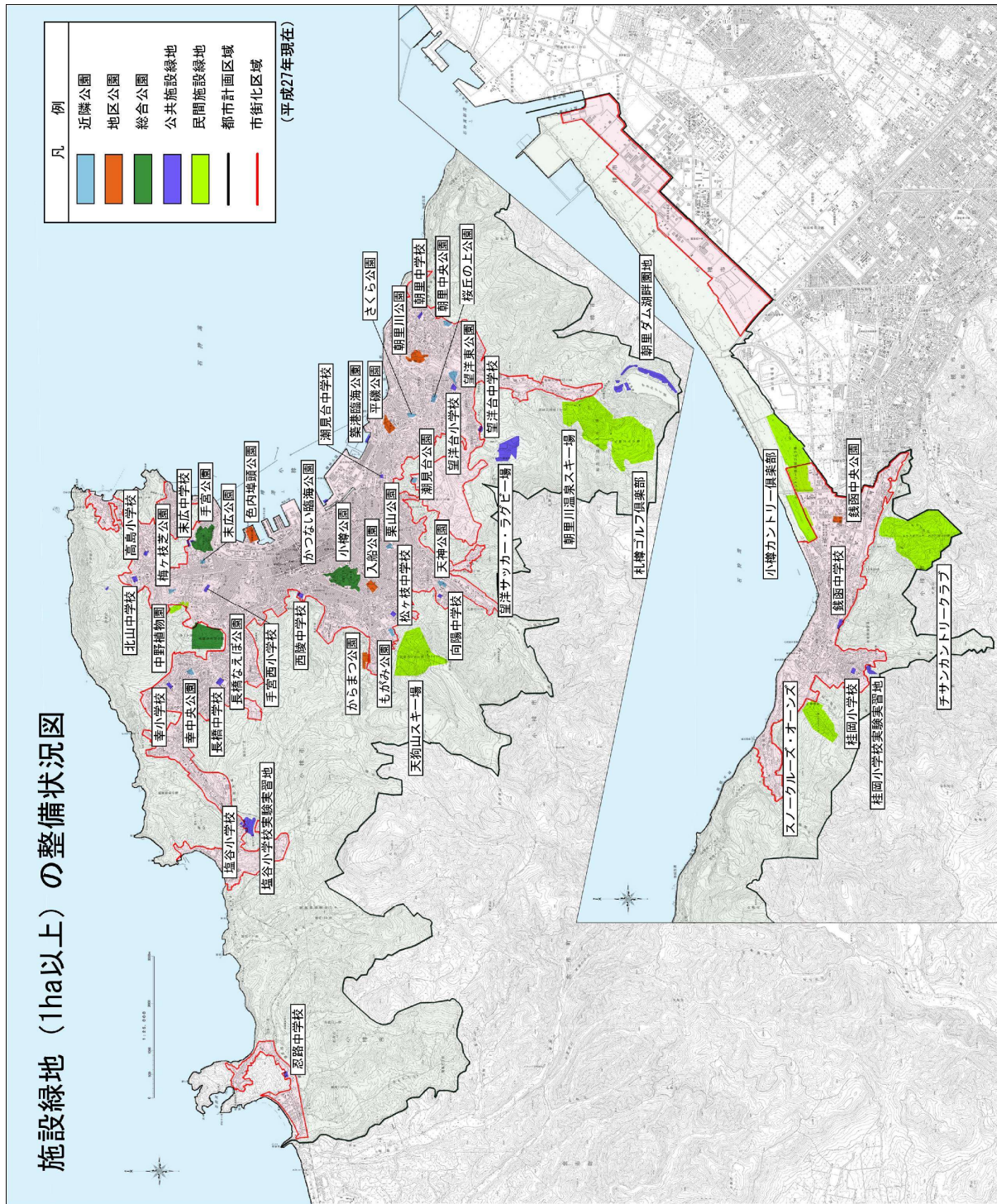
都市公園以外の施設として、港湾緑地や学校グラウンドなどの公共施設緑地★を含むと都市計画区域人口一人当たりの都市公園等面積は18.7㎡となっています。

また、民間施設緑地★として、ゴルフ場、スキー場や植物園などがあります。

■施設緑地の整備状況（平成27年）

公園種別		市街化区域		都市計画区域		一人当たり面積 (㎡/人)
		整備量		整備量		
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区基幹公園★	街区公園★	71	12.8	71	13.0	1.1
	近隣公園★	11	17.3	11	17.5	1.4
	地区公園★	6	22.2	6	23.8	2.0
小計		88	52.3	88	54.3	4.5
都市基幹公園★	総合公園★	2	42.3	3	73.4	6.0
	運動公園★	—	—	—	—	—
小計		2	42.3	3	73.4	6.0
基幹公園計		90	94.6	91	127.7	10.5
特殊公園★	風致公園★	—	—	—	—	—
	歴史公園★	—	—	—	—	—
広域公園★		—	—	—	—	—
緩衝緑地★		—	—	—	—	—
都市緑地★		2	1.0	2	1.0	0.1
都市公園計		92	95.6	93	128.7	10.6
公共施設緑地		241	53.9	249	99.5	8.2
都市公園等計		333	149.5	342	228.2	18.7
民間施設緑地		2	28.4	7	448.1	36.8
施設緑地合計		335	178.0	349	676.3	55.5
人口 (平成27年国勢調査)		市街化区域人口 121,129人		都市計画区域人口 121,923人		

■施設緑地★の整備状況図（平成27年現在）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(4) 地域制緑地★の指定状況

本市で指定されている地域制緑地は、法によるものと条例によるものの重複面積を除くと市街化区域で 65.3ha、都市計画区域で 6,496.1ha となっています。

法に基づくものとして、自然公園法による自然公園★が 469.0ha、森林法による保安林★が 2,436.7ha、地域森林計画対象民有林★が 4,709.9ha、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域農用地区★が 108.5ha、河川法による河川区域★が 88.3ha 指定されています。

また、条例に基づくものとして、「北海道自然環境等保全条例」による保護地区が 8か所 951.5ha、記念保護樹木★が 2か所、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」による保全樹林★が 6か所 19.0ha、保存樹木★が 7か所指定されています。

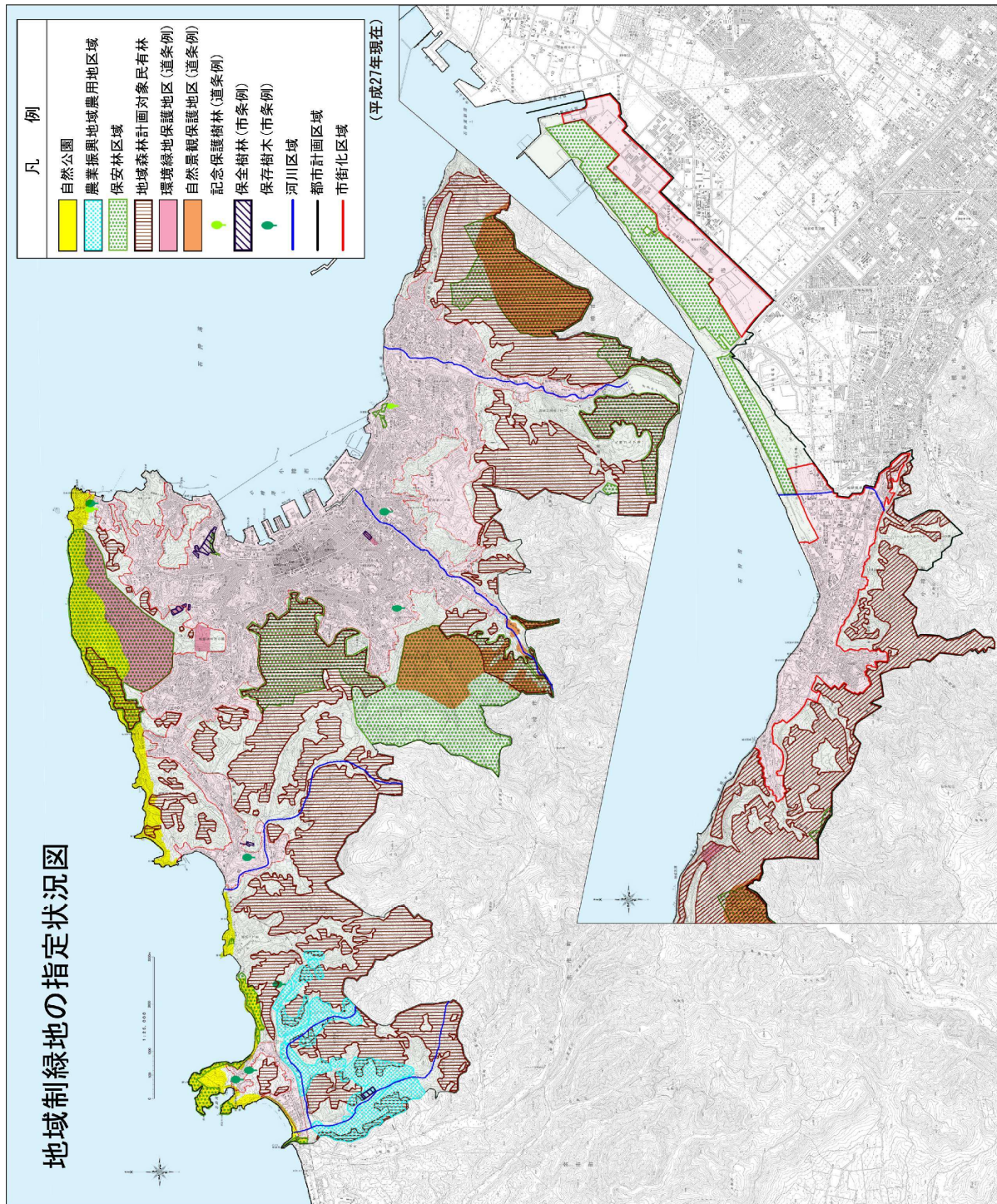
■地域制緑地の指定状況（平成 27 年）

地域制緑地種別	市街化区域	都市計画区域
	指定面積 (ha)	指定面積 (ha)
自然公園	—	469.0
保安林区域	7.0	2,436.7
地域森林計画対象民有林	—	4,709.9
農業振興地域農用地区	—	108.5
河川区域	46.3	88.3
法によるもの計	53.3	7,812.4
環境緑地保護地区★（道条例）	3.8	283.5
自然景観保護地区★（ 〃 ）	—	668.0
保全樹林（市条例）	13.0	19.0
条例によるもの計	16.8	970.5
小計	70.1	8,782.9
地域制緑地間の重複	△ 4.8	△ 2,286.8
地域制緑地合計	65.3	6,496.1



〔住吉神社〕

■地域制緑地★の指定状況図（平成27年現在）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(5) 都市の緑化状況

1) 公園の緑化状況

平成27年(2015)の都市公園の緑化率★は66.0%となっています。

公園種別では、街区公園★27.1%、近隣公園★59.1%、地区公園★38.2%、総合公園★83.4%、都市緑地★55.3%となっています。



〔小樽公園〕

2) 道路の緑化状況

平成27年(2015)の街路樹は、植栽本数が高木★で約9,500本、低木★で約81,700本となっています。

道路種別では、市道においては高木が約4,000本、低木が約35,600本植栽されています。

また、国道では高木が約3,900本、低木が約35,400本、道道では高木が約1,600本、低木が約10,700本植栽されています。

主要樹種は、高木類ではナナカマドが最も多く、他にプラタナス、イチョウ、カエデ類、サクラ類などが多く植栽されています。

低木類では、モンタナハイマツ、ツツジ類などが多く植栽されています。



〔市道 常春園通線〕

3) その他の緑化状況

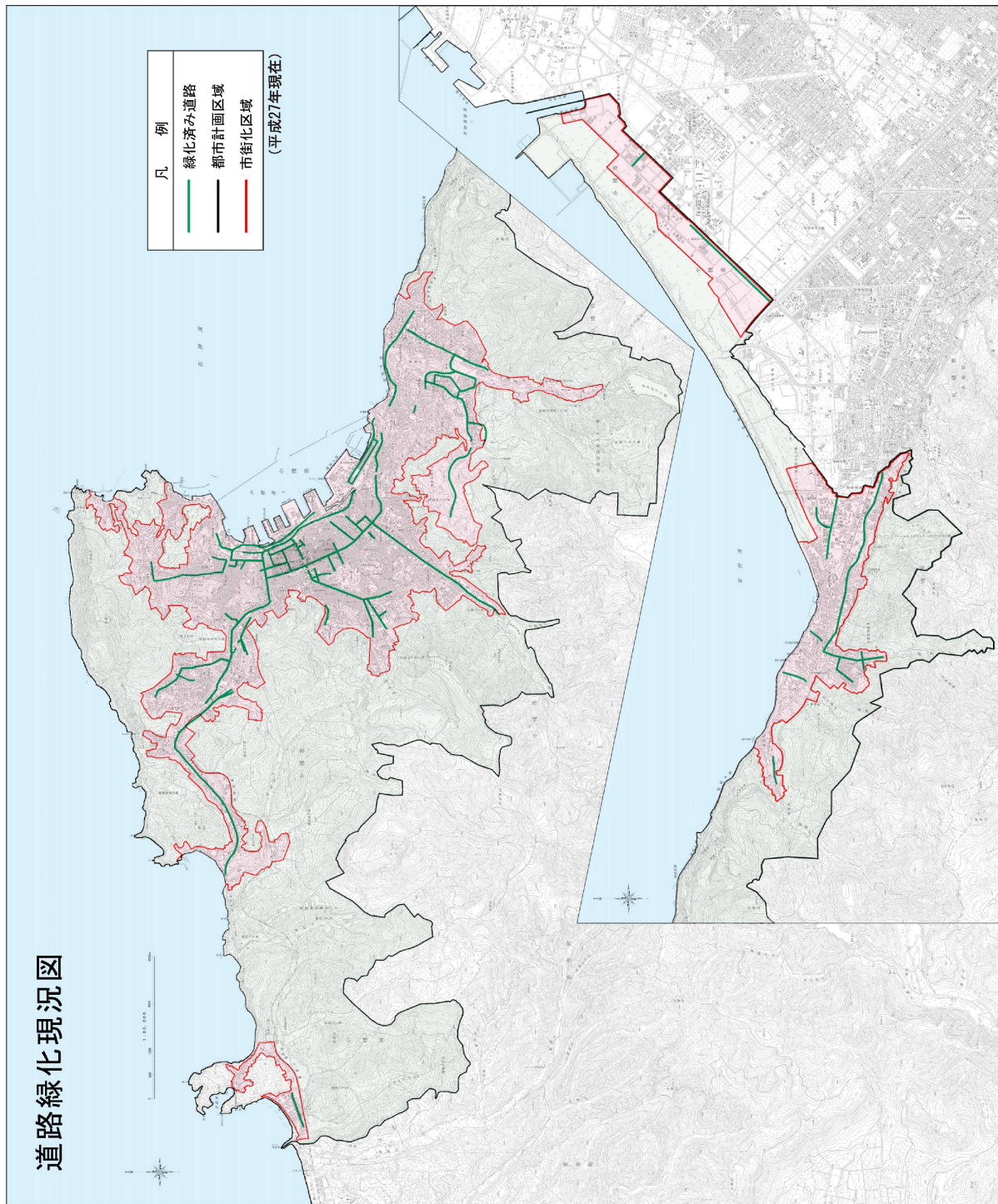


〔小樽市総合博物館〕



〔望洋台小学校〕

■道路緑化現況図（平成27年現在）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(6) 緑化への取組状況

本市における都市緑化の普及・啓発活動には次のようなものがあります。

1) 行政による取組状況

【緑化の推進】

本市では、体系的、継続的に進めるため、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」(平成4年4月)や、「小樽市景観計画」(平成21年2月)により、都市景観の創出や緑化の推進を継続して取り組んでいます。



〔恵美須神社〕

【緑化活動支援】

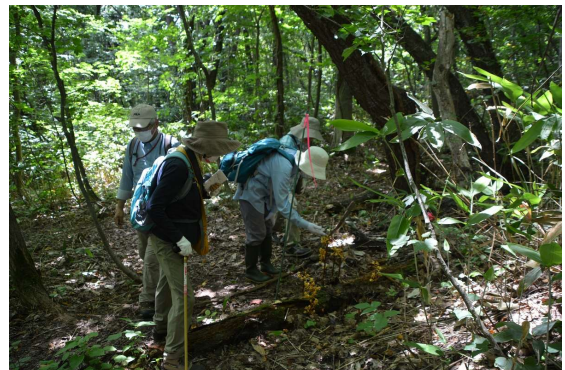
「オープン花壇ボランティア」により、入船公園、平磯公園、銭函中央公園、花園グリーンロード及び旧国鉄手宮線の5か所でボランティア団体による公園花壇の整備、維持管理活動などに対する支援を行っています。



〔オープン花壇ボランティア〕

【自然観察会】

平成9年(1997年)にオープンした長橋なえぼ公園(森の自然館)では、身近な自然への理解と興味を高めるため、自然観察会を開催しています。



〔自然観察会〕

【花と緑のまちづくり事業】

公共公益施設*や民間空地を利用した花壇造成及びプランターの設置がなされ、小樽フラワーマスター*連絡協議会の設立に伴い、写真による花いっぱいコンクールが実施されています。



〔第21回花いっぱいコンクール 最優秀賞作品〕

2) 市民・事業者による取組状況

【緑化活動】

市民による記念樹や事業者による寄贈樹などの植樹が行われています。

また、小樽フラワーマスター連絡協議会などの緑化活動団体と協力・連携を図り、植栽やプランターの設置などの緑化活動を実施しています。



〔市民・事業者による植樹〕

【美化活動】

国道においては「ボランティア・サポート・プログラム」により、実施団体と国及び市が協力・連携を図り、植樹帯等の美化や歩道の清掃などの美化活動を実施しています。



〔市民・事業者による美化活動〕

3 緑に関する課題の整理

本計画の緑に関する課題は、アンケート調査結果と前計画の主要施策に関する実施状況より整理します。

(1) アンケート調査結果による課題

調査時期	平成30年4月27日～平成30年5月14日
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査対象	18歳以上の小樽市民3,000人（住民基本台帳より無作為に抽出）
有効回答数	727件
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公園整備よりも、既存の公園の充実が望まれていることが伺える。 ・住吉神社、小樽稲荷神社、水天宮が今後も保全すべき緑地と考えられる。 ・積極的な利用が図られるような施設整備及び維持管理の検討が必要と考えられる。 ・イベントへの参加意思がある市民が一定割合いることから、市民ニーズに合った開催内容の検討が必要と考えられる。 ・イベントに関する周知方法について検討する必要があると考えられる。 ・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められる。

※詳細は、資料編「アンケート調査結果」（80～97ページ）参照

(2) 前計画の主要施策に関する実施状況による課題

主な課題	<p><基本方針1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木は二酸化炭素の吸収や大規模土砂災害などの減災対策の効果を有し、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。 ・社寺境内林などの緑地は、ヒートアイランド現象*の緩和のため、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。 <p><基本方針2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う、長期未整備の都市計画公園を含めた公園の適正な配置により、既存公園を集約化することで、管理施設の縮小による維持管理費等の低減が図られる。 ・公園施設長寿命化計画*に基づき、老朽化した既存公園施設の維持管理及び更新の実施により、ライフサイクルコストの縮減が図られることから、今後も継続して行う必要がある。 <p><基本方針3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化活動等を行うボランティア団体への支援方法の検討など、市民・事業者・行政が一体となって緑化活動を推進する体制づくりを形成する必要がある。 ・自然観察会などのイベントの継続や市民ニーズに合った新たなイベントについて検討が必要である。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※詳細は、資料編「主要施策に関する実施状況及び緑の解析」（108～122ページ）参照

4 緑の課題

緑の現況解析をもとに、公園・緑地が有する機能である環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成に関する課題を整理します。

(1) 環境保全に関する課題

- ◇ヒートアイランド現象★の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
- ◇都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
- ◇市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
- ◇自然と共存する環境を形成している多様な生き物の生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク★の形成をしていく必要がある。
- ◇既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
- ◇住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
- ◇良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。



〔銭函天狗山〕

(2) レクリエーションに関する課題

- ◇長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
- ◇既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
- ◇市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
- ◇公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
- ◇公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
- ◇市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
- ◇良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
- ◇旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。



〔旧国鉄手宮線〕

(3) 防災に関する課題

- ◇崩落や地すべりなどによる土砂流出の防止等につながる森林の保全をしていく必要がある。
- ◇台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
- ◇避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
- ◇ヘリポート*など多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
- ◇グリーンインフラ*を活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。



〔防災訓練 色内埠頭公園〕

(4) 景観形成に関する課題

- ◇美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園★などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
- ◇奥沢水源地周辺の潤いのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
- ◇市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。
- ◇既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
- ◇都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
- ◇町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
- ◇旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
- ◇住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。



[ニセコ積丹小樽海岸国定公園]

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

第2章 計画の基本方針と目標

第2章 計画の基本方針と目標

1 基本理念

本市は、海岸沿いの狭あいな平坦地を主体に発達している市街地が、前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。

また、先人が築き上げてきた歴史をしのばせるまちなみのほか、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡文化財が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国立公園★」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第7次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうした中で、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第2次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように掲げます。

**市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽**

2 緑の将来像

基本理念として掲げた「市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽」を目指して、次のような「緑の将来像」を設定します。

◇自然と人が共生するまち

市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。



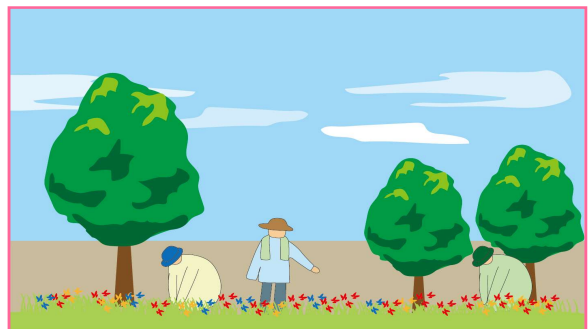
◇緑を活かした快適・安心なまち

市民に快適な生活環境をもたらし、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、緑を活かした快適・安心なまちを目指します。



◇緑を学び、触れ合えるまち

市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えるとともに、緑と触れ合える機会を充実し、緑を学び、触れ合えるまちを目指します。



3 基本方針

緑の将来像の実現に向けて、次の3つの基本方針を定め、「緑の保全」、「緑の創出と活用」、「緑の普及と啓発」を進めていきます。

基本方針1 今ある緑を守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

基本方針2 新たな緑をつくり、生かします（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共施設*や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、公園・緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

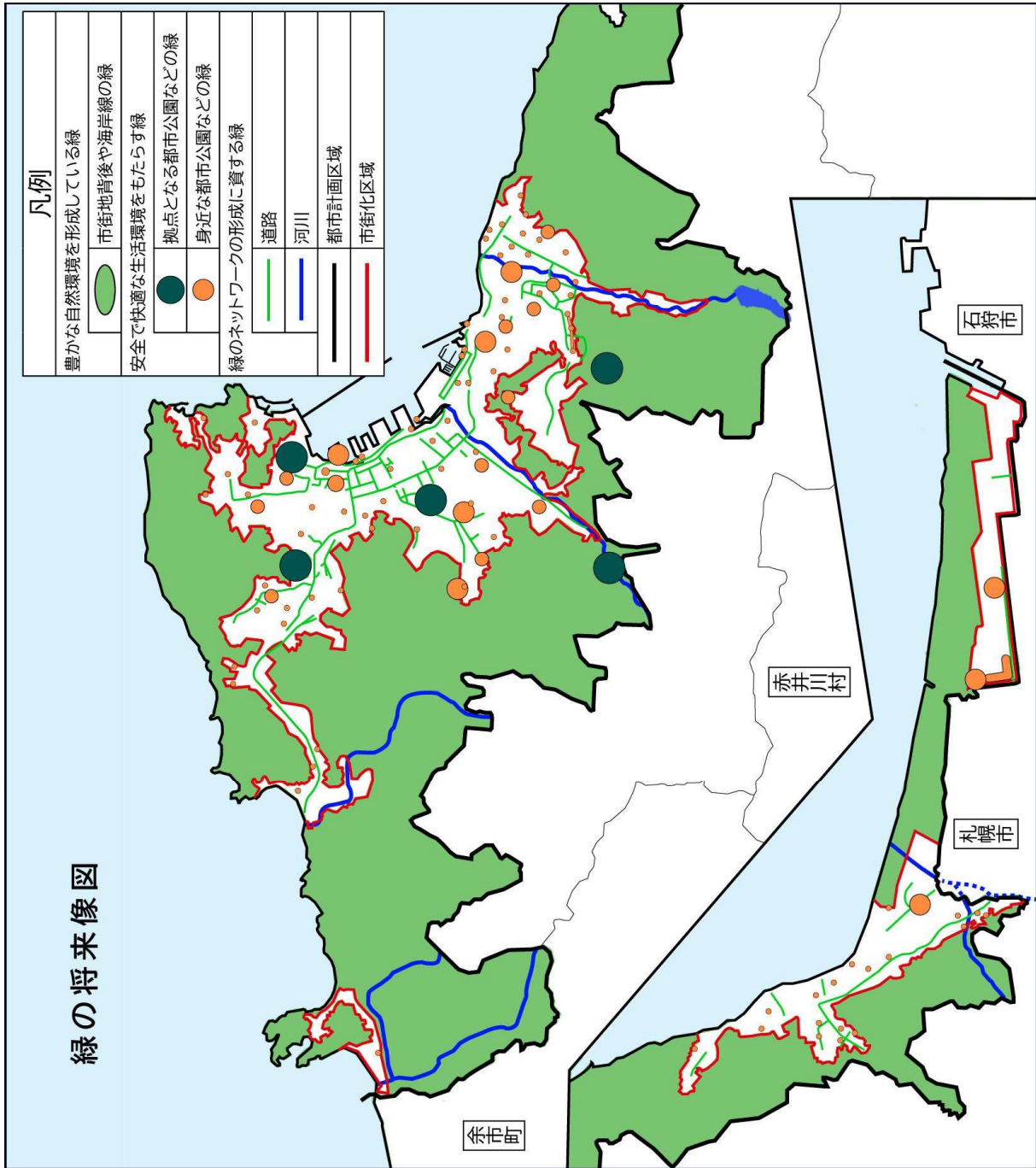
基本方針3 緑への理解を深めます（緑の普及と啓発）

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働により、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、より多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合える機会の充実を図っていきます。

■緑の将来像図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

4 施策の体系

本計画においては、3つの基本方針に沿って7つの取組を定めます。

基本方針	取組
<p>基本方針1</p> <p>今ある緑を守ります (緑の保全)</p>	<p>取組1 都市環境を形成する緑の保全</p> <p>都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として保全に努めます。</p>
	<p>取組2 身近に触れ合える緑の保全</p> <p>身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として保全に努めます。</p>
<p>基本方針2</p> <p>新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)</p>	<p>取組3 魅力ある公園づくり</p> <p>市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。</p>
	<p>取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成</p> <p>市街地などの緑が少ない地域の公共施設★や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。</p>
	<p>取組5 緑のネットワークの活用</p> <p>都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。</p>
<p>基本方針3</p> <p>緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)</p>	<p>取組6 緑を守り育てる体制の充実</p> <p>都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。</p>
	<p>取組7 緑と触れ合える機会の充実</p> <p>都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。</p>

◇具体的な施策の内容については、「第4章 計画の体系と施策」に示します。

5 計画フレーム

本計画の基礎条件である計画対象区域、都市計画区域人口の見通し、市街化区域の規模及び地域区分については、次のように設定します。

(1) 計画対象区域

計画対象区域については、現在の都市計画区域 13,960ha を対象とします。

計画対象市町村名	都市計画区域名	
小樽市	小樽都市計画区域	13,050 ha
	札幌圏都市計画区域(小樽市分)	910 ha
	計	13,960 ha

(2) 都市計画区域人口の見通し

将来人口（目標年次の計画人口）については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★(小樽及び札幌圏)（令和3年）」及び「第7次小樽市総合計画（令和元年）」との整合性を考慮し、次のように設定します。

年次	現況 (平成27年)	目標年次※ (令和14年)
人口	122 千人	90 千人

※将来推計人口は5年ごとに算出されており、将来人口の設定に当たっては、人口減少対策を考慮し、令和12年を適用します。

(3) 市街化区域の規模

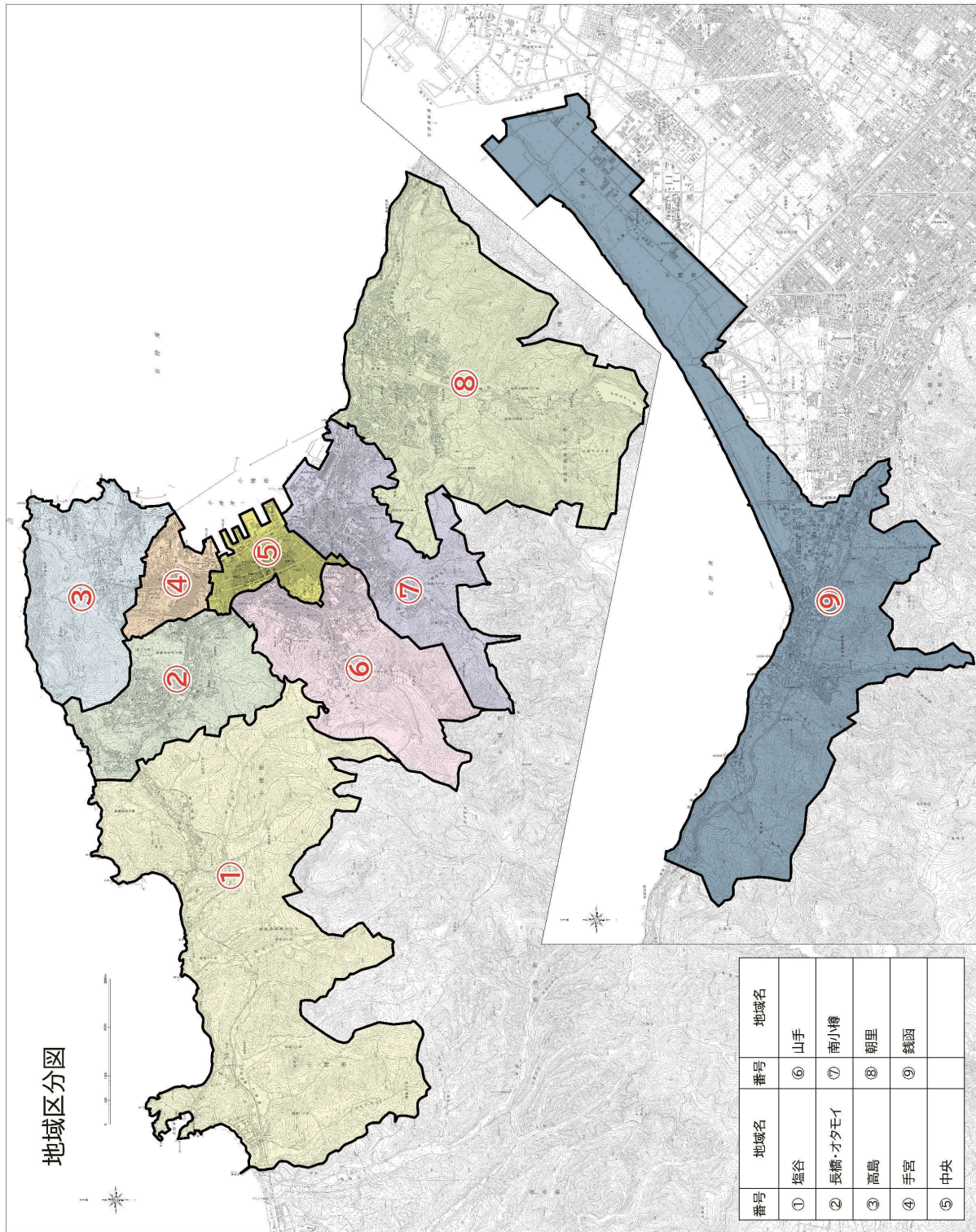
(2)と同様に、次のように設定します。

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域人口	121 千人	89 千人
市街化区域の規模	4,301 ha	4,288 ha

(4) 地域区分

地域区分については、人口減少や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約を検討するに当たり、第2次小樽市都市計画マスタープラン★を基本として、次の9地域に設定します。

■地域区分図



6 計画の目標水準

(1) 公園・緑地の確保目標水準

本市における施設緑地★と地域制緑地★の確保量は、平成27年(2015年)で市街化区域では233ha(5.4%)、都市計画区域では7,139ha(51.3%)となっています。

目標年次(令和14年)においては市街化区域の公園・緑地の確保量は、長期未整備の都市計画公園などの公園・緑地の面積を加えた253ha(5.9%)を確保することを目標とします。

■公園・緑地の確保目標水準

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域に占める 緑地面積(割合)	233 ha (5.4%)	253 ha (5.9%)
都市計画区域に占める 緑地面積(割合)	7,139 ha (51.3%)	7,165 ha (51.3%)

(2) 都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

本市における都市計画区域人口一人当たりの都市公園等の面積は、平成27年(2015年)で18.7㎡となっています。

目標年次(令和14年)においては都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準は、都市計画区域人口一人当たり31.3㎡を目標とします。

■都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

年次		現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
都市計画区域人口 一人当たりの 目標水準	都市公園	10.6 ㎡/人	19.8 ㎡/人
	都市公園等 [※]	18.7 ㎡/人	31.3 ㎡/人

※都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地★(港湾緑地や学校グラウンドなど)を加えたものです。

※算出根拠は、資料編「目標水準の算出根拠」(128、129ページ)参照

(3) 都市緑化の目指す姿

公共公益施設*及び民有地については、次のような都市緑化を目指します。

■施設別の都市緑化の目指す姿

項 目		内 容
公共公益施設	都市公園*	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が感じられ、レクリエーションや憩いの場として市民に親しまれる緑の形成 ・公園整備における緑化の目標 街区公園*…30%以上 近隣公園*・地区公園*・総合公園*…50%以上 緩衝緑地*・緑道…70%以上 都市緑地*…80%以上 ※参考文献：「都市公園事業設計要領」 (北海道建設部まちづくり局都市環境課)
	道 路	・これまで形成してきた緑のネットワークの維持管理
	河 川	・親水性などに配慮した水辺環境の創出
	学 校	・自然の仕組みや大切さを学び、触れ合えるような緑化の推進
	そ の 他 公 共 公 益 施 設	・潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進
民 有 地	住 宅 地	・周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出
	商 業 地	・自然景観や親水空間などの地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成
	工 業 地	・周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

第3章 公園・緑地の配置方針

第3章 公園・緑地の配置方針

1 機能別の公園・緑地の配置方針

公園・緑地が持つ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観形成」の4つの機能を効率的に発揮させるためには、公園・緑地を総合的・体系的にバランスよく配置していくことが重要となります。

ここでは、緑の将来像と公園・緑地の確保目標水準の実現を目指して、「4つの機能からみた公園・緑地の配置方針」を示します。



環境保全機能

- ◇都市の骨格を形成する緑地の保全
- ◇生物多様性に配慮した公園・緑地の保全・創出
- ◇歴史的風土を形成する公園・緑地の保全
- ◇快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出



レクリエーション機能

- ◇身近なレクリエーションの場となる公園の配置
- ◇都市のレクリエーション拠点となる公園の配置
- ◇自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置
- ◇レクリエーションネットワークの形成



防災機能

- ◇防災・減災につながる緑地の保全・活用
- ◇避難地・避難路となる公園・緑地の保全・活用
- ◇快適・安心な都市環境を守る公園・緑地の保全



景観形成機能

- ◇都市景観を形成する骨格的緑地の保全
- ◇歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用
- ◇良好な眺望地点である公園・緑地の保全
- ◇潤いのある都市景観の保全・活用

(1) 環境保全機能からみた配置方針

環境保全機能からみた公園・緑地については、都市の環境保全上の機能を発揮するよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

配置方針

① 都市の骨格を形成する緑地の保全

- ・本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。

② 生物多様性に配慮した公園・緑地の保全・創出

- ・多様な生き物の生息・生育環境を形成している樹林地や水辺環境などの緑地の保全に努めながら、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化の推進を行い、拠点となる都市公園の適正な配置により、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク★の形成に努めます。

③ 歴史的風土を形成する公園・緑地の保全

- ・保存樹木★等に指定されている市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地は、歴史的風土を形成する公園・緑地として保全を図ります。

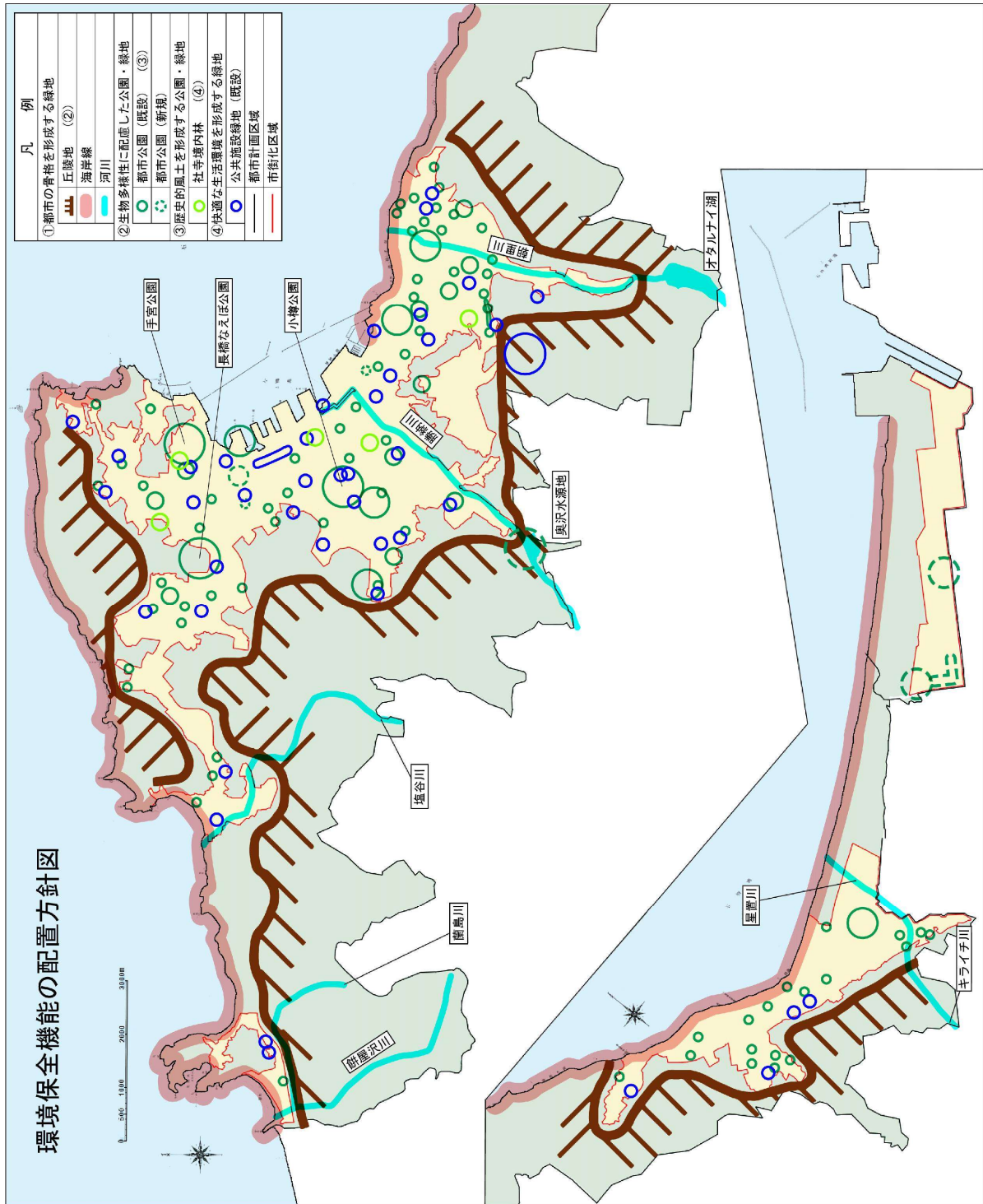
④ 快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出

- ・ヒートアイランド現象★の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地に存在する社寺境内林などの緑地の保全や、緑の少ない地域へ郷土種を用いたガーデニングなどによる緑化の促進に努めます。
- ・学校などの公共公益施設★や空地などを利活用した緑化の推進に努めます。
- ・市街地周辺のまとまった緑地は、都市環境を高める緑地として位置付け、保全に努めます。



〔天狗山〕

■環境保全機能の配置方針図



(2) レクリエーション機能からみた配置方針

レクリエーション機能からみた公園・緑地については、市民のレクリエーション需要に適切に応えるよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

配置方針

① 身近なレクリエーションの場となる公園の配置

- ・既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に応じた都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。
- ・長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討します。
- ・緑に親しむ機会の充実や緑化に対する意識の向上のため、市民との協働により公園の緑化・維持管理活動を推進するパートナーシップの形成を目指します。

② 都市のレクリエーション拠点となる公園の配置

- ・総合公園*については、既存の小樽公園、手宮公園及び長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。
- ・老朽化した公園施設の計画的な更新を継続して行うとともに、維持管理体制の強化を図りながら、公園の充実に努めます。
- ・健康利用に応じたトレーニング機能を備えた施設整備により、市民の健康増進を促進します。
- ・市民ニーズに合った緑化イベントの開催や情報発信の充実を図るとともに、市民によるイベント等での利活用を促進します。

③ 自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置

- ・良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置を図ります。

④ レクリエーションネットワークの形成

- ・市街地における河川や道路、旧国鉄手宮線などの連続性のある緑地を活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と維持管理の充実に努めます。
- ・市民に潤いを与える都市緑地*を緑の少ない中心市街地に配置するよう検討します。

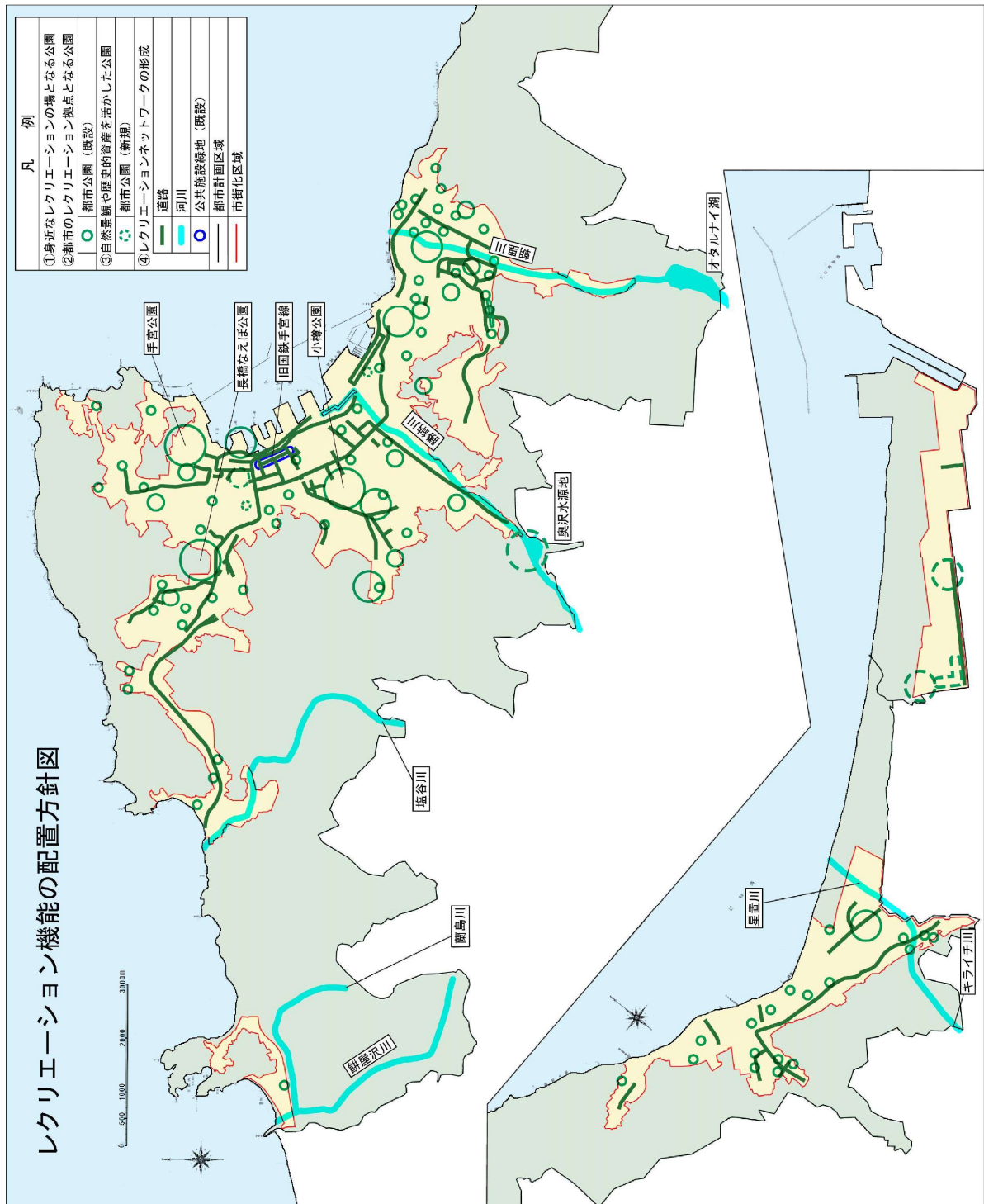


〔複合遊具〕



〔遠足〕

■レクリエーション機能の配置方針図



(3) 防災機能からみた配置方針

防災機能からみた公園・緑地については、地震などの災害時における防災機能を適切に果たすよう、以下の3つの視点に立って配置方針を定めます。

配置方針

① 防災・減災につながる緑地の保全・活用

- ・ がけ崩れなどによる土砂流出の防止等の都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。
- ・ 台風や集中豪雨による水害を軽減する河川上流域の山林や雨水貯留機能を有するオタルナイ湖、農地の保全を図ります。
- ・ 飛砂防止などの機能を有する緑地として海岸防風林を位置付け、保全を図ります。
- ・ 市街地の緑地など、グリーンインフラ★を活用した取組により、都市の防災性の向上を図ります。

② 避難地★・避難路となる公園・緑地の保全・活用

- ・ 災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの公園・緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポート★などの多様な防災拠点として公園・緑地の活用を図ります。

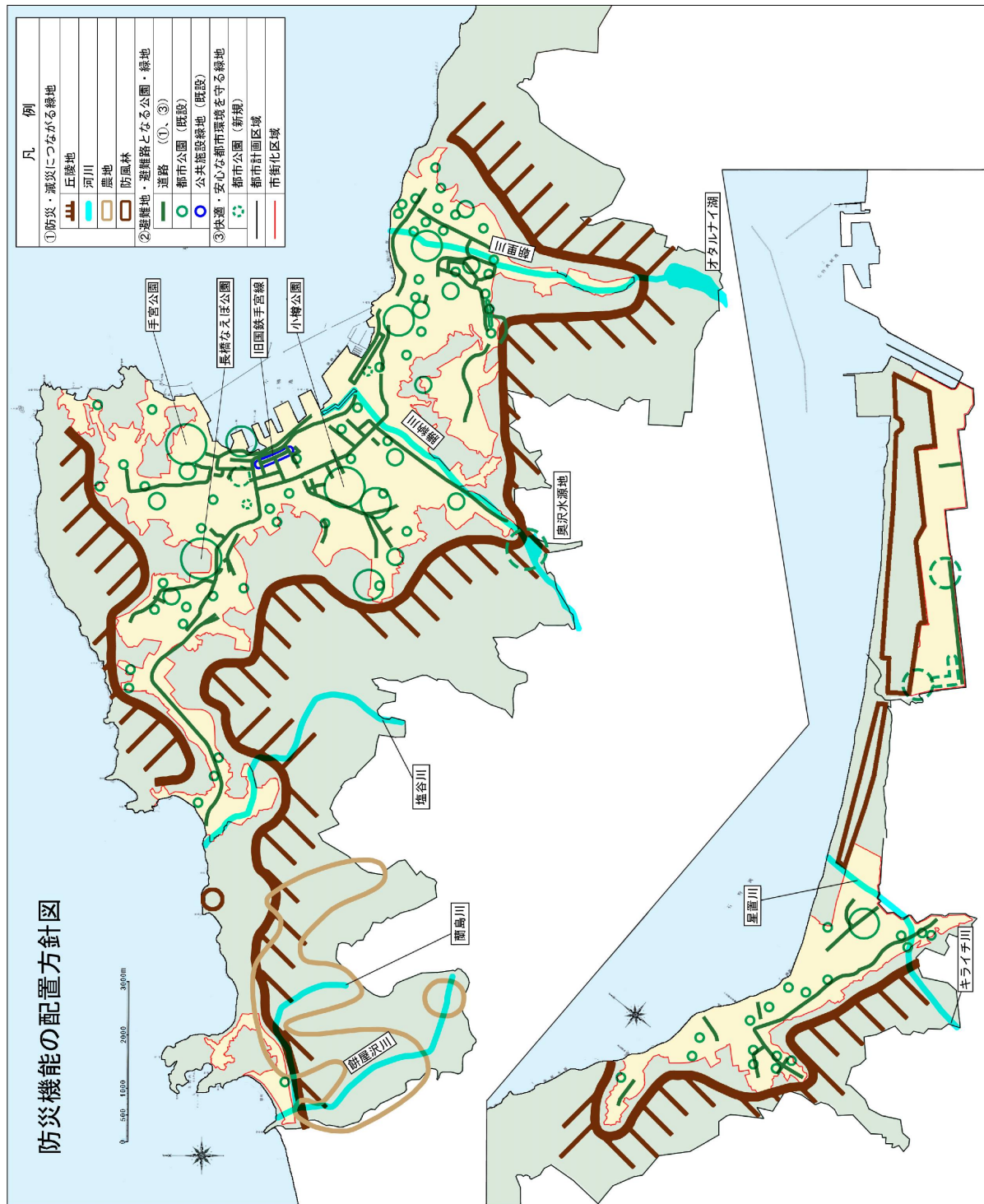
③ 快適・安心な都市環境を守る緑地の保全

- ・ 工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。
- ・ 幹線道路周辺では、大気汚染や騒音などによる影響を緩和する街路樹などの適正な維持管理に努めます。
- ・ 市街地への公害を防止する役割を果たす公園・緑地として、緩衝緑地★の配置を図ります。



[オタルナイ湖]

■防災機能の配置方針図



(4) 景観形成機能からみた配置方針

景観形成機能からみた公園・緑地については、都市の良好な景観形成に資するよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

配置方針

① 都市景観を形成する骨格的緑地の保全

- ・都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。

② 歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用

- ・歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観に潤いを与えている社寺境内林などの保全を図ります。
- ・本市の観光拠点間を結び、歴史的なまちなみを回遊できる旧国鉄手宮線の保全・活用を図ります。

③ 良好な眺望地点である公園・緑地の保全

- ・良好な都市景観を眺望できる手宮公園などの都市公園★の適正な維持管理や地域の特性ある景観を形成する公園・緑地の保全を図ります。

④ 潤いのある都市景観の保全・活用

- ・自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。
- ・市街地における河川や街路樹などが織りなす連続性のある美しい景観の保全に努め、市民ニーズに合わせた維持管理を図ります。
- ・都市環境の向上を図るため地域の特性や市民ニーズに合わせた都市公園の適正な配置や機能の集約を検討します。
- ・緑化の充実に向けて、町内会やボランティア団体などの緑化活動団体が主体となって公共公益施設★や民有地などの緑化活動を行うことが可能となる行政の支援体制を充実し、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

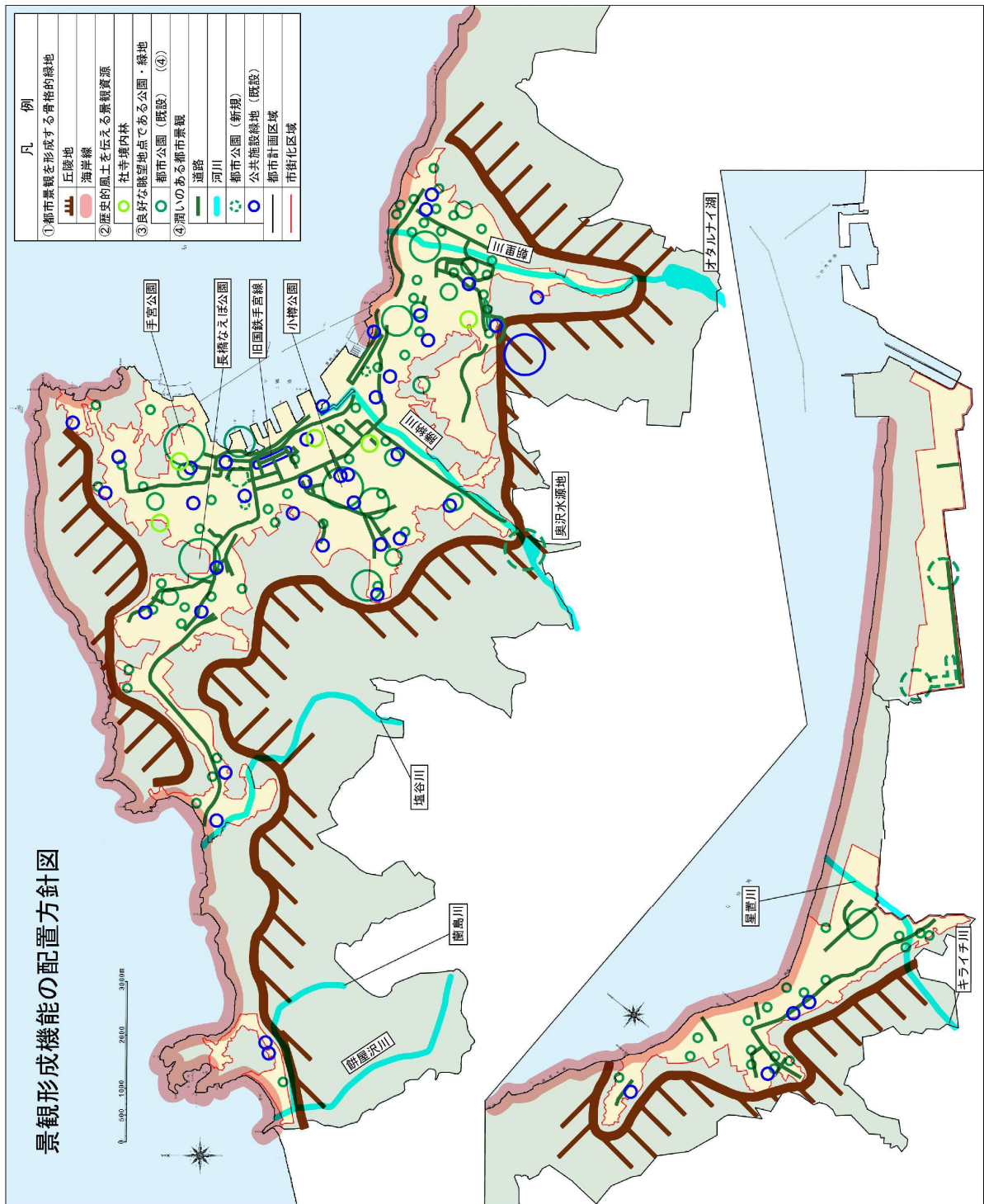


〔朝里川〕



〔水天宮からの眺望〕

■ 景観形成機能の配置方針図



2 総合的な公園・緑地の配置方針

前項の4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）による公園・緑地の配置方針を踏まえて、緑の将来像の実現に向けた「総合的な公園・緑地の配置方針」を以下に定めます。

配置方針

① 骨格的緑地の配置

- ・市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、緑のネットワークでもある勝納川などの二級河川を骨格的な緑地として保全します。

② 公園・緑地の均衡ある配置

- ・市街地については、各地域の公園・緑地の充足度に配慮した都市公園★の適正な配置と機能の集約や社寺境内林などの既存樹林地の保全などにより、市全体で均衡ある良好な都市環境が形成されるよう配置します。
- ・既存の緑地を保全するとともに、緑地の確保が困難な地域では、ガーデニングなどによる緑化を促進します。
- ・市街地周辺部については、奥沢水源地の良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園を配置します。
- ・自然と人が共生する河川、道路の植栽などの公園・緑地を、都市の防災機能の向上やレクリエーションなどに配慮した緑のネットワークの形成に努めます。

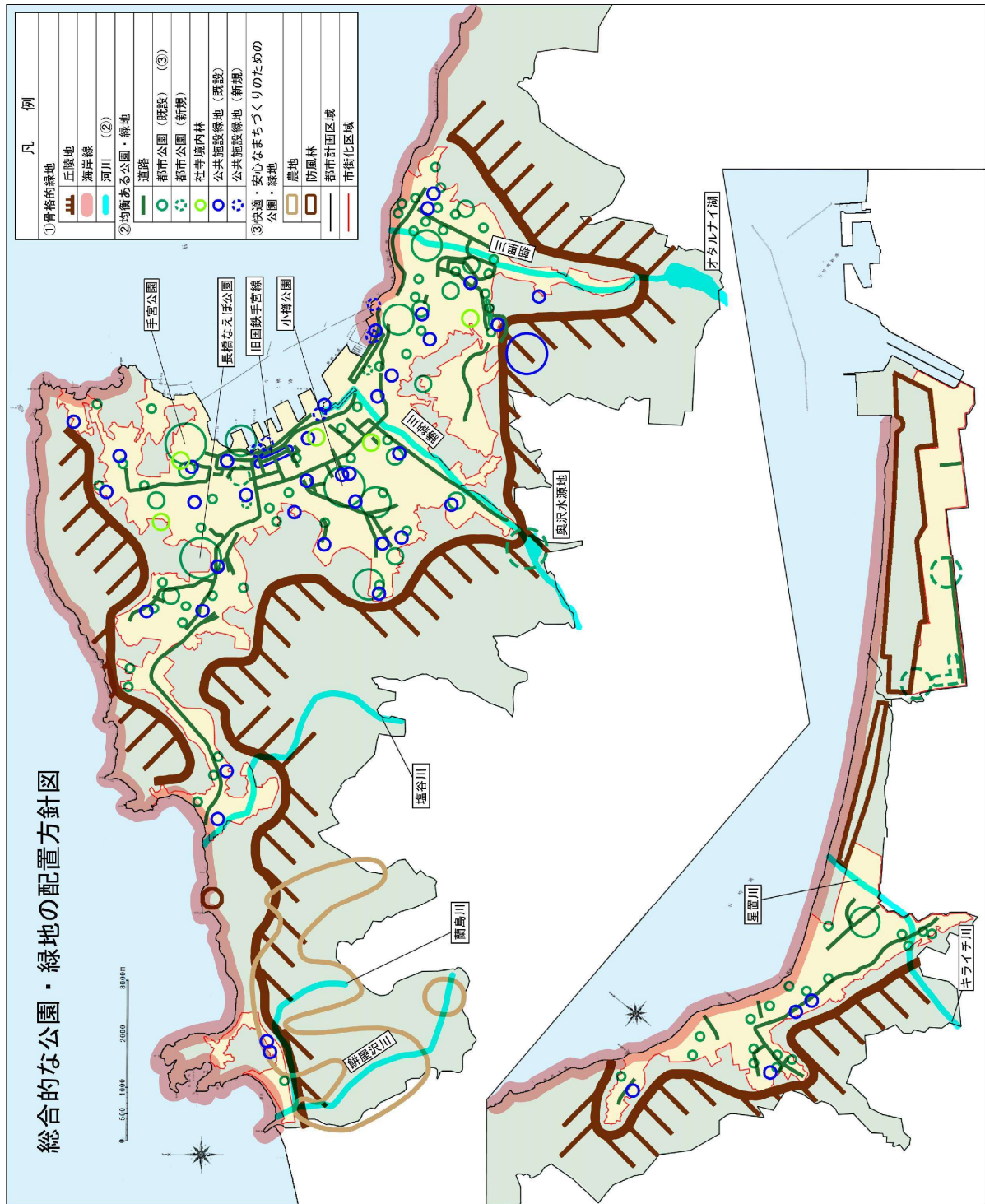
③ 快適・安心なまちづくりのための公園・緑地の配置

- ・都市における安全性を確保するため、災害を未然に防止し、災害に強い都市構造を形成するため、公園・緑地が有する防災機能を活用した体系的な公園・緑地の配置を図ります。また、老朽化した公園施設の更新に併せて、子育てや介護環境に配慮した快適で安心な公園を配置します。



〔赤岩山〕

■総合的な公園・緑地の配置方針図



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

第4章 計画の体系と施策

第4章 計画の体系と施策

1 計画推進のための体系

本計画の体系については、基本方針、取組及び主要施策とし、以下のように定めます。

■計画の体系



2 計画推進のための取組と施策

(1) 取組1 都市環境を形成する緑の保全

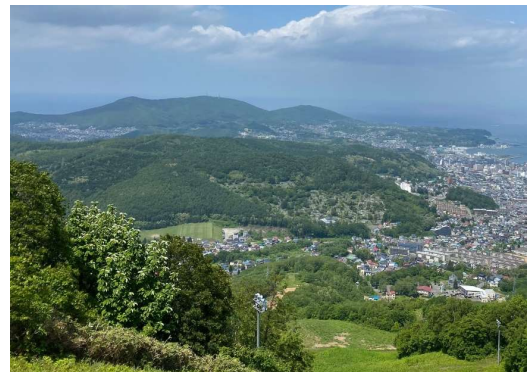
都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

◇主要施策① 骨格的緑地の保全

本市の個性的なまちなみの形成や都市防災上重要な役割を果たし、多様な生き物の生息・生育環境となっている「丘陵樹林地」、「海岸線」、「河川」及び「農地」は、豊かな自然環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

【丘陵樹林地：保安林*などの保全】

赤岩山から春香山などに至る市街地背後の丘陵樹林地は、森林法による「保安林」及び「地域森林計画対象民有林*」並びに北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区*」及び「自然景観保護地区*」の指定が継続され、都市環境を良好に維持していく上で重要な緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔丘陵樹林地〕

【海岸線：自然公園*などの保全】

祝津海岸から蘭島海岸に至る海岸線は、自然公園法による「自然公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園*）」の指定が継続され、都市景観を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

また、海岸線に存在する樹林地は、森林法による「保安林」及び張碓海岸の一部を北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区」の指定が継続され、飛砂防止などの機能を有する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔海岸線〕

【河川：河川区域*の保全】

勝納川などは、河川法による「河川区域」の指定が継続され、市街地における連続性のある美しい水辺環境を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔勝納川〕

【農地：農用地区域*の保全】

蘭島や忍路の農地は、農業振興地域の整備に関する法律により「農用地区域」の指定が継続され、台風や集中豪雨による水害を軽減する雨水の貯水機能を持った緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔農地〕

◇主要施策② 水辺環境の保全・活用

自然豊かな水辺地とその周辺の樹林地は、潤いのある都市景観を形成する重要な景観資源として、保全・活用に努めます。

【水辺環境：保安林*などの保全・活用】

自然豊かな水辺環境を形成する河川とその上流部にある水辺環境の一体的な保全・活用に努めます。

- ・朝里川の上流部にあるオタルナイ湖周辺の樹林地は、森林法による「保安林」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・勝納川の上流部にある奥沢水源地周辺は、森林法による「保安林」及び北海道自然環境等保全条例による「自然景観保護地区*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めるとともに、風致公園*として良好な自然景観や歴史的資産を生かした水辺環境の活用を検討します。



〔奥沢水源地〕

(2) 取組2 身近に触れ合える緑の保全

身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として次世代に継承できるよう保全に努めます。

◇主要施策③ 身近な樹林地及び樹木の保全

市街地に存在する樹林地や樹木については、ヒートアイランド現象*の緩和や二酸化炭素の吸収を促進することにより、良好な都市環境を形成するほか、歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

【社寺境内林：保全配慮地区*などの保全】

市街地に残された社寺境内林のうち、小樽稲荷神社、住吉神社及び水天宮の「保全配慮地区」や、住吉神社の北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

【樹林及び樹木：記念保護樹木*などの保全】

市民に親しまれ、地域の美観風致を維持し、都市景観を形成する樹林の保全及び樹木の保存に努めます。

- ・長昌寺の夫婦銀杏及び恵美須神社の桑は、北海道自然環境等保全条例による「記念保護樹木」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・手宮公園の栗林などは、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保全樹林*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・社寺境内などに存在する樹木は、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保存樹木*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。



[小樽稲荷神社]

(3) 取組3 魅力ある公園づくり

市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。

◇主要施策④ 公園・緑地の整備

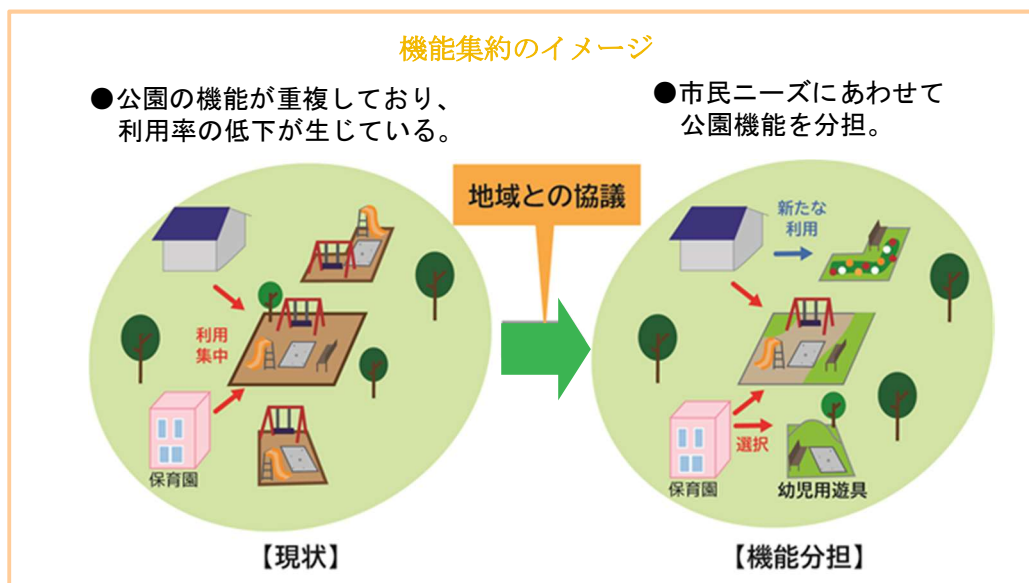
人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約により、都市の利便性を向上させ、快適・安心なまちづくりを目指し、公園・緑地の整備を図ります。

【都市公園の適正な配置】

都市公園の適正な配置については、市民ニーズや地域の利用形態に対応するよう検討するとともに、長期未整備の都市計画公園などの未整備公園の必要性等を総合的に検証し、都市再生特別措置法に基づく小樽市立地適正化計画★（策定中）と適合を図り、必要な見直しを行います。

【都市公園の機能の集約】

都市公園の機能の集約については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した公園となるよう検討するとともに、小樽市公園施設長寿命化計画★に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新を図ります。



【都市公園の整備】

市民ニーズや地域の利用形態に応じた都市公園の整備を図ります。

- ・未整備公園については、市民の憩いの場などとして整備を図ります。
- ・自然豊かな水辺環境を形成している奥沢水源地周辺は、その良好な自然景観や歴史的資産を生かした風致公園★として整備を検討します。
- ・銭函地区の工業地に就業者等のための運動や憩いの場などとして地区公園★や、騒音、振動等に対する環境保全の役割を果たす緑地として、緩衝緑地★の整備に努めます。

【公共施設緑地★の整備】

小樽港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間を創出するため、港湾緑地の整備を図ります。



〔港湾緑地 運河公園〕

◇主要施策⑤ 公園・緑地の魅力向上

冬期間の有効利用など、市民に広く親しまれる、誰もが快適・安心に利用できる公園・緑地の魅力向上に努めます。

【公園施設の充実】

老朽化した公園施設については、小樽市公園施設長寿命化計画★に基づき計画的な更新を進めるとともに、子育てや介護環境に配慮し、誰もが快適・安心に公園を利用できるよう公園施設の充実に努めます。

- ・小樽公園、手宮公園及び長橋なえぼ公園の総合公園★については、都市のレクリエーション拠点として施設整備の充実に努めます。
- ・トイレや駐車場などの公園施設の整備については、バリアフリー★化に努めます。
- ・市民の健康維持・増進の場として、トレーニング機能を備えた施設整備に努めます。



〔小樽公園〕



〔手宮公園〕



〔長橋なえぼ公園〕

【冬期間の公園利用】

からまつ公園ではクロスカントリースキーなどの冬期利用がされており、そのほかの公園においても市民ニーズや地域の利用形態に対応した利活用を検討します。



[からまつ公園]

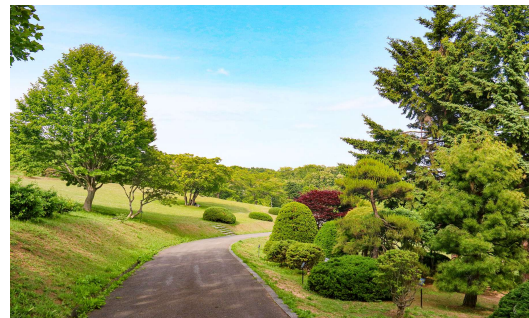
【公園・緑地の維持管理】

公園・緑地は小樽市公園施設長寿命化計画★等に基づき、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保や機能保全を図りつつ、適正な時期に補修若しくは更新を行うなど、計画的な公園施設の維持管理に努めます。

- ・公園施設の維持管理については、事故防止を最優先するため、法令に基づく定期点検のほか日常点検を実施し、安全性の確保に努めます。
- ・樹木の落枝や倒木による被害の発生を防止するため、公園・緑地の日常点検に合わせて状況把握を行い、必要に応じて剪定や伐木のほか、補植による維持管理に努めます。



[複合遊具]



[手宮公園]

(4) 取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成

市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設*や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

◇主要施策⑥ 公共公益施設の緑化

公共公益施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

【公園の緑化】

市民のレクリエーションや憩いの場として身近に自然が感じられ、地域に親しまれる空間が形成されるよう、公園の緑化に努めます。

- ・地域に親しまれる空間の創出に向けて、地域の特性に合わせた樹木・草花による公園の緑化に努めます。
- ・緑化活動の拠点として、植樹・植花が可能な空間の提供に努めます。
- ・手宮公園などについては、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めます。



〔手宮公園〕

【道路の緑化】

公園や河川などと結ぶ緑のネットワークの形成に向けて、都市の防災性の向上や連続性のある美しい景観となるよう、道路の緑化に努めます。

- ・街路樹などについては、老木や枯損などの状況把握に努め、剪定や伐木のほか、樹高や落葉などを考慮した植栽などの維持管理を図ります。また、緑化されていない道路については、既存の植樹帯への植栽やプランターの設置などによる緑化を検討します。
- ・駅前や幹線道路など地域の顔となる道路の交差点付近には、花壇やプランターの設置などにより、市街地における潤いと安らぎある空間の確保に努めます。

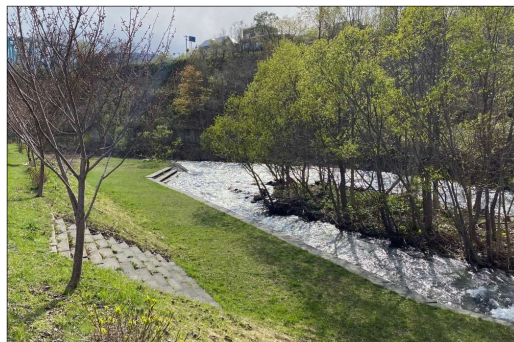


〔プランターの設置〕

【河川の緑化】

河川管理者や地域との連携を図りながら、水辺環境の生物多様性の確保、親水性の向上や周辺環境に配慮した河川整備がされるよう努めます。

- ・河川整備については、水せい生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の形成がされるよう努めます。
- ・勝納川などの良好な水辺環境において、連続性のある美しい水辺景観を楽しめるような修景緑化を施した散策路などの整備がされるよう努めます。



〔朝里川〕

【学校などの緑化】

子どもが自然の仕組みや大切さを学べるよう、地域を彩る草花等の植栽による修景緑化など、身近に緑と触れ合える空間の確保に努めます。

【その他の公共公益施設*の緑化】

市役所などの官公庁施設においては、潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進に努めます。

- ・新設する一定規模以上の施設では、市街地における良好な都市環境を維持するために必要な緑地の確保に努めます。
- ・市役所、総合体育館などの市有施設については、樹木や草花による緑化の推進に努めます。また、国や北海道の施設に対しても緑化の推進を要請していきます。
- ・新たな緑地となりうる土地を利活用した緑化の推進を検討します。



〔総合体育館〕

◇主要施策⑦ 民有地の緑化

花と緑であふれ、潤いと安らぎのある都市環境を創出していくため、周辺の自然環境などと調和した民有地の緑化に努めます。

【住宅地、商業地及び工業地の緑化】

市民・事業者・行政の協働により、各地域の特性に応じた緑化の推進に努めます。

- ・住宅地では、良好な住環境の維持・創出に向けた緑化の促進に努めます。
- ・商業地では、地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成に向けた緑化の促進に努めます。
- ・工業地では、周辺の環境向上に向けた個々の工場敷地内の緑化の促進に努めます。

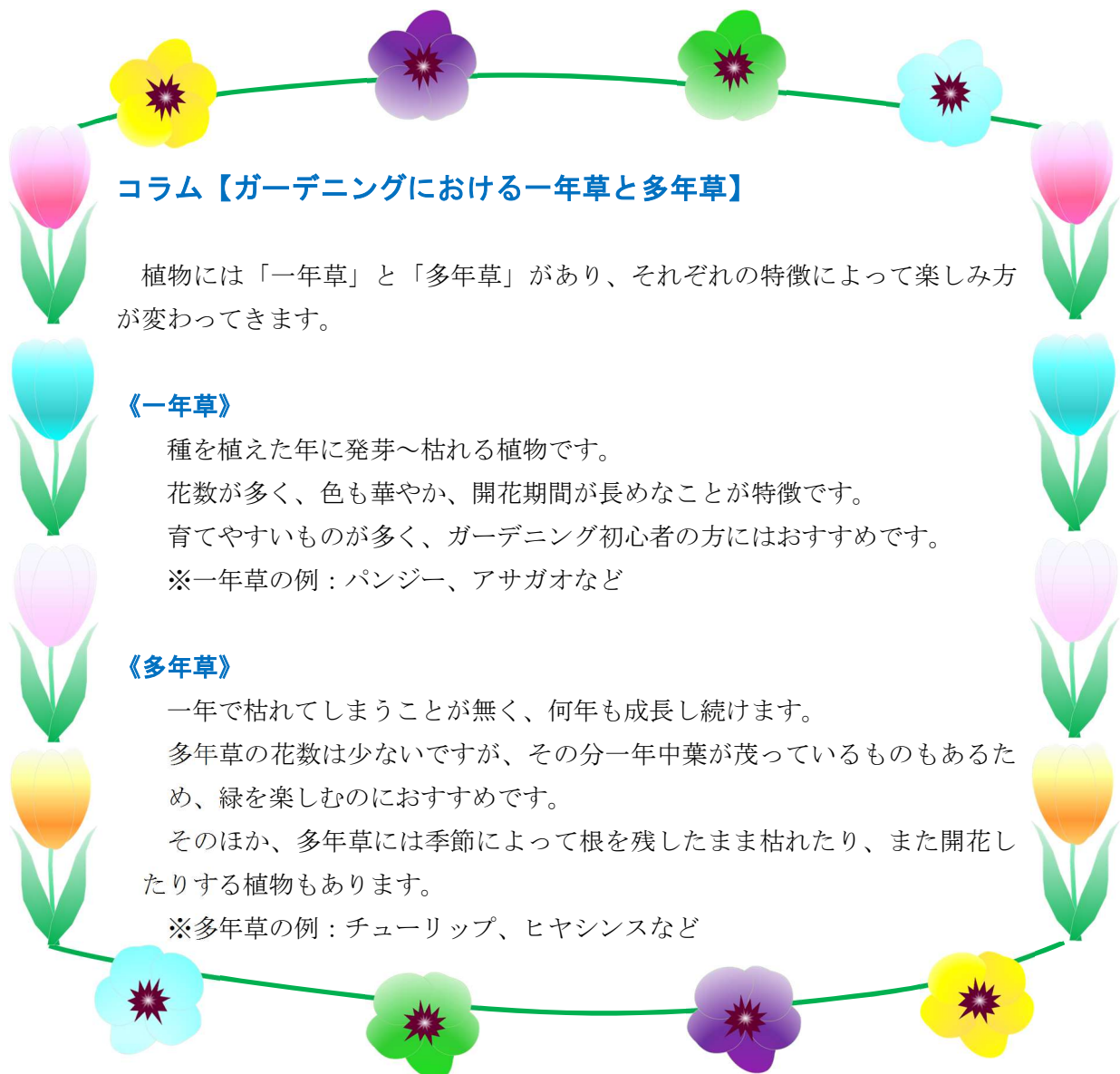
【緑化に関する制度の活用】

都市緑地法のほか、条例等による助成制度などの活用を図ります。

- ・「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱★」により、緑化活動団体による快適な都市環境の創出を支援します。
- ・一定規模以上の新築する建築物や開発行為などを行う場合は、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」及び「小樽市開発指導要綱」などにに基づき、植生の維持又は回復及び緑化の推進に努めるよう指導します。

【市街地の緑化】

緑が少ない市街地については、残された緑を保全するとともに民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみの形成に向けて、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」に基づく支援により、限られたスペースを効果的に活用したガーデニングなどによる緑化活動を促進します。



コラム【ガーデニングにおける一年草と多年草】

植物には「一年草」と「多年草」があり、それぞれの特徴によって楽しみ方が変わってきます。

《一年草》

種を植えた年に発芽～枯れる植物です。

花数が多く、色も華やか、開花期間が長めなことが特徴です。

育てやすいものが多く、ガーデニング初心者の方にはおすすめです。

※一年草の例：パンジー、アサガオなど

《多年草》

一年で枯れてしまうことが無く、何年も成長し続けます。

多年草の花数は少ないですが、その分一年中葉が茂っているものもあるため、緑を楽しむのにおすすめです。

そのほか、多年草には季節によって根を残したまま枯れたり、また開花したりする植物もあります。

※多年草の例：チューリップ、ヒヤシンスなど

(5) 取組5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。

◇主要施策③ エコロジカルネットワーク*の形成

多様な生き物の都市郊外における生息・生育環境となる樹林地などの緑地、市街地の拠点となる都市公園などの公園・緑地、それらの公園・緑地を有機的に結び移動空間となる河川や道路などの連続性のある緑地の適正な維持管理に努めることで、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。

■エコロジカルネットワークの考え方



中核地区	都市の郊外に存在し、他の地域へ多様な生き物の供給等に資する核となる緑地 [丘陵樹林地、海岸線]
拠点地区	市街地に存在し、多様な生き物の分布域の拡大等に資する拠点となる公園・緑地 [都市公園など]
回廊地区	中核地区と拠点地区を結び多様な生き物の移動空間となる河川や緑道等の公園・緑地 [道路、河川など]
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯 [社寺境内林、公共公益施設、民有地など]

【生物多様性に配慮した公園・緑地の保全】

エコロジカルネットワーク★の形成においては、全域でシジュウカラやホオジロなどの森林性鳥類やヒバリなどの草原性鳥類が移動、繁殖できる環境や、カワセミやオオヨシキリなどの鳥類が繁殖し、また、ニホンザリガニ、ハナカジカ、エゾサンショウオなどの水せい生物が生息できる水辺環境が形成されるよう、下表に示す方策に基づき、生物多様性に配慮した公園・緑地の保全に努めます。

■生物多様性に配慮した公園・緑地の保全

区 分		保 全 の 方 策
中核地区	丘陵樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市郊外の丘陵樹林地は、多様な生き物の生息・生育環境を形成する良好な自然環境として、法令等を活用して緑地の保全に努めます。 ・多様な生き物の生息・生育環境やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、自然環境への配慮を促します。
	海岸線	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園★や海岸線の樹林地は、法令等を活用して緑地の保全に努めます。
拠点地区	都市公園★	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めることで、市街地における多様な生き物の生息・生育環境の創出に努めます。
回廊地区	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などの適正な維持管理やプランターの設置により緑化を推進し、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。
	河 川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川は、清掃活動などの実施により、水せい生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の維持管理を行い、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。
緩衝地区	社寺境内林	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺境内林などの樹林及び樹木は、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として、条例等を活用して維持保全に努めます。
	公共公益施設★	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設などの空地は、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化を推進し、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として創出に努めます。
	民 有 地	

コラム【生物多様性】

生物多様性とは、生き物の豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支え合って生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。

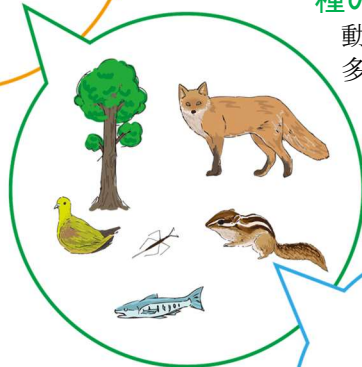
生態系の多様性

山・川・海・まちなどの多様な種類の自然環境があります。



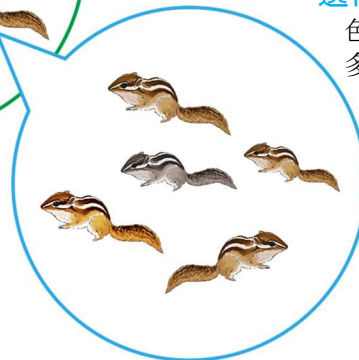
種の多様性

動物・植物・昆虫などの多様な生き物がいます。



遺伝子の多様性

色・形・模様などの多様な個性があります。



※参考文献：「生物多様性」（環境省HP）

◇主要施策⑨ 防災ネットワークの形成

災害時における安全を確保するため、避難地★としての機能を有する公園・緑地や火災時に延焼を抑制する幹線道路などを活用し、適正な維持管理に努めることで、防災ネットワークの形成に取り組みます。

【防災拠点としての公園・緑地の活用】

災害時における安全を確保するため、市民の広域的な避難地として、小樽市地域防災計画において「指定緊急避難場所」に位置付けられている総合公園★の手宮公園（陸上競技場）と小樽公園（花園グラウンド）のほか、緊急時において人や物資を安全、迅速に輸送するためのヘリポート★として活用されている公園・緑地を適正に維持管理し、防災機能の確保に努めます。



〔手宮公園（陸上競技場）〕



〔小樽公園（花園グラウンド）〕

【防火帯としての道路の緑化】

幹線道路などについては、災害時の火災延焼を抑制する防火帯として、街路樹などの適正な維持管理に努め、地域の特性に合わせた緑化の推進により、防災ネットワークの形成に取り組みます。

コラム【緑の延焼防止機能】

植物には、火災などの際に、延焼を防止する機能があります。

例えば火災時に、近隣の建物との間に街路樹などがあると、燃え移るリスクが少なくなります。

街路樹などは、心地よい景観だけでなく、いざという時の延焼防止にもなるのです。



◇主要施策⑩ レクリエーションネットワークの形成

多様なレクリエーション活動の場を備えた都市環境を形成するため、市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び、レクリエーションネットワークの形成に取り組みます。

【拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用】

レクリエーションネットワークの形成においては、多くの人々が自然や歴史文化を体感でき、都市公園などのレクリエーション拠点間の回遊性を高めるよう、回遊路となる歩行者空間の創出・活用に努めます。

- ・多くの人々が利用でき、総合公園★などの拠点となるレクリエーションネットワークの整備・保全に努めます。
- ・拠点となる都市公園などとネットワークを形成するため、回遊路となる道路及び河川において、快適性の高い歩行者空間の創出に努めます。
- ・自然歩道などの回遊路においては、レクリエーションの場として多くの人々が気軽に楽しめるよう、案内板などの充実に努めます。
- ・小樽運河沿いにおいては、本市の自然や歴史文化を感じることができる水辺環境の回遊路として周辺の歴史的建造物と一体となった緑化に努めます。
- ・市街地における連続性のある緑地を形成し、本市の観光拠点間を結び歩行者空間を有した旧国鉄手宮線を歴史的なまちなみを散策できる回遊路として維持管理に努め、活用を図ります。



〔手宮公園〕



〔小樽運河〕



〔旧国鉄手宮線〕

(6) 取組6 緑を守り育てる体制の充実

都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育む市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

◇主要施策⑪ 緑化を推進する体制づくり

都市の緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働により緑化を推進する体制の充実を図ります。

【緑化活動団体の育成】

自然観察会などの行事を通じて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶとともに、学校などと連携するボランティア団体の育成に努めます。

【緑化活動への支援】

公園の清掃、除草などを行う公園愛護会や花の育成管理に関する知識と技術を有するフラワーマスター*などが花のまちづくりリーダーとして効果的に活躍できるよう支援します。

- ・町内会などの緑化活動団体や事業者による緑化活動などに対して、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱*」及び「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく助成や資材の支給などにより、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

【市民参加による公園づくり】

老朽化した公園施設の更新に合わせてアンケート調査を行い、市民ニーズに対応した公園づくりを進めるとともに、公園愛護会などの身近な公園の維持管理や緑化活動に協力する地域ボランティアの拡充を目指します。



〔公園愛護会〕

◇主要施策⑫ 緑を育む基礎づくり

市民・事業者・行政の協働による公園・緑地の保全や緑化を推進するため、身近な緑を守り育てていくことへの理解を深める機会の充実を図ります。

【緑化手法の検討】

地域の特性ある景観などを生かした緑化手法を検討し、市民ニーズに対応した緑化の推進を図ります。

【緑化推進制度の周知】

市民・事業者・行政の協働により緑化を推進するため、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱★」による助成制度の周知を図ります。

市民・事業者・行政の協働のイメージ



(7) 取組7 緑と触れ合える機会の充実

都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。

◇主要施策⑬ 緑化環境の充実

市民が暮らしの中で花と緑を身近に感じ、緑化イベント等を通して緑に対する理解を深めることを目指し、市民一人ひとりの緑を楽しむ緑化環境の充実を図ります。

【緑化イベントの開催】

花と緑で癒されるまちなみの形成に向けた草花種子・球根等の無料配布など、新たな緑化イベントの開催を検討します。



〔公園花壇ボランティア〕

【自然観察会の開催】

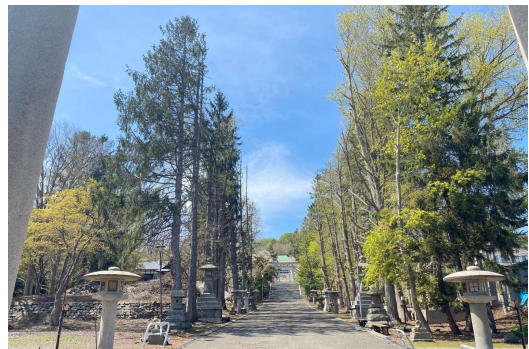
身近な自然への理解と興味を高めるために、長橋なえぼ公園を活用した自然観察会の定期的な開催を継続します。



〔自然観察会〕

【広報活動の充実】

緑への理解を深めるために、保存樹木★等の指定状況や公園愛護会の緑化活動、緑化イベントの開催等をホームページのほか様々な広報手法を用いて、緑化に関する情報を共有し、広報活動の充実を図ります。



〔保全樹林（住吉神社）〕

◇主要施策⑭ 教育環境の充実

緑を育む担い手として、市民が緑化活動への参加意欲を高め、緑の育て方や樹種の選定、維持管理の手法など、身近な緑について学べる教育環境の充実に努めます。

【野外学習の場の活用】

市民が多様な生き物と触れ合いながら緑を学ぶため、生きた教材となる野外学習の場として長橋なえぼ公園（森の自然館）及び手宮公園（手宮緑化植物園）の活用を促進します。



〔長橋なえぼ公園（森の自然館）〕



〔手宮公園（手宮緑化植物園）〕

【学習機会の充実】

若い世代の担い手の育成に向けて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶために、フラワーマスター★や学校などの協力を得ながら、身近な緑に触れ合い学べる機会の充実に努めます。

身近な緑について学べる教育環境のイメージ



〔公園を活用した遠足〕



〔学校敷地で花植え〕

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

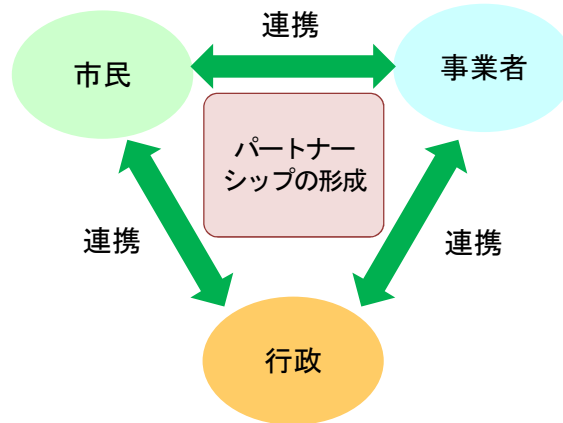
第5章 計画の体制と管理

第5章 計画の体制と管理

1 計画の推進体制

本計画の実現に向け、第4章に示した施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で協力・連携し、それぞれの役割を果たしていきます。

■市民・事業者・行政による協働の仕組み



■市民・事業者・行政の役割分担

市民	【緑の保全】
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全・保存 など
	【緑の創出と活用】
	○レクリエーションの場として公園の活用 ○公共公益施設★の緑化 ○住宅敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域との連携による緑化 など
事業者	【緑の保全】
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全・保存 ○建築・開発行為等に伴う自然環境に配慮した緑地の確保 など
	【緑の創出と活用】
	○公共公益施設の緑化 ○事業所敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域による緑化 など
行政	【緑の普及と啓発】
	○緑化活動への参加 ○制度等を活用した緑化活動の実施 ○公園づくりに関する提案と維持管理への協力 など
	【緑の保全】
	○法令等を活用した緑地の保全 ○開発行為等に伴う緑化の指導 など
	【緑の創出と活用】
	○公園・緑地の整備 ○公園・緑地の維持管理 ○公園の利活用に向けた公園施設の充実 ○公共公益施設の緑化 ○制度等を活用した緑化活動の支援 ○緑化に関する情報発信 ○緑のネットワークの形成 など
	【緑の普及と啓発】
	○緑に親しむ機会の創出と情報発信 ○緑化活動に対する支援制度の充実 ○市民参加による公園づくり ○緑化に対する学習機会と環境の充実 など

2 計画の推進管理

実現に向けて、目標を段階的に達成しつつ、着実に実施していくことを基本とし、第4章に示した施策の推進プログラムを設定します。

(1) 推進プログラム

推進プログラムについては、策定年の令和5年(2023年)から目標年次である令和14年(2032年)までの10年間で5年ごとに前期と後期に分けて設定します。

実施目標の前期では、関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定します。

後期では、計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

■ 施策の実施目標と実施主体(1/2)

主要施策(①～⑤)	実施目標		実施主体		
	前期	後期	市民	事業者	行政
	R5～R9	R10～R14			
緑の保全	主要施策①：骨格的緑地の保全				
	・丘陵樹林地の保全	→	○	○	○
	・海岸線の保全	→			○
	・河川の保全	→			○
	・農地の保全	→	○	○	
	主要施策②：水辺環境の保全・活用				
	・水辺環境の保全・活用	→			○
	主要施策③：身近な樹林地及び樹木の保全				
	・社寺境内林の保全	→		○	
・樹林及び樹木の保全	→	○	○	○	
緑の創出と活用	主要施策④：公園・緑地の整備				
	・都市公園*の適正な配置	→			○
	・都市公園の機能の集約	→			○
	・都市公園の整備	→			○
	・公共施設緑地*の整備	→			○
	主要施策⑤：公園・緑地の魅力向上				
	・公園施設の充実	→			○
	・冬期間の公園利用	→	○		○
・公園・緑地の維持管理	→			○	

■施策の実施目標と実施主体(2/2)

序章	主要施策(⑥~⑭)	実施目標		実施主体		
		前期	後期	市民	事業者	行政
		R5~R9	R10~R14			
第1章	主要施策⑥：公共公益施設*の緑化					
	・公園の緑化	→	→	○	○	○
	・道路の緑化	→	→	○	○	○
	・河川の緑化	→	→	○		○
	・学校などの緑化	→	→	○		○
第2章	・その他の公共公益施設の緑化	→	→	○		○
	主要施策⑦：民有地の緑化					
	・住宅地、商業地及び工業地の緑化	→	→	○	○	
	・緑化に関する制度の活用	→	→	○	○	
	・市街地の緑化	→	→	○	○	
第3章	主要施策⑧：エコロジカルネットワーク*の形成					
	・生物多様性に配慮した緑地の保全	→	→	○	○	○
	主要施策⑨：防災ネットワークの形成					
	・防災拠点としての公園・緑地の活用	→	→			○
	・防火帯としての道路の緑化	→	→			○
第4章	主要施策⑩：レクリエーションネットワークの形成					
	・拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用	→	→	○	○	○
	主要施策⑪：緑化を推進する体制づくり					
	・緑化活動団体の育成	→	→			○
	・緑化活動への支援	→	→			○
第5章	・市民参加による公園づくり	→	→	○		
	主要施策⑫：緑を育む基礎づくり					
	・緑化手法の検討	→	→			○
	・緑化推進制度の周知	→	→			○
	主要施策⑬：緑化環境の充実					
資料編	・緑化イベントの開催	→	→			○
	・自然観察会の実施	→	→			○
	・広報活動の充実	→	→			○
	主要施策⑭：教育環境の充実					
	・野外学習の場の活用	→	→			○
・学習機会の充実	→	→			○	

(2) 計画の推進管理

計画の推進管理は、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況などの検証・評価（Check）、評価に基づいた改善策（Action）を検討するPDCAサイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。

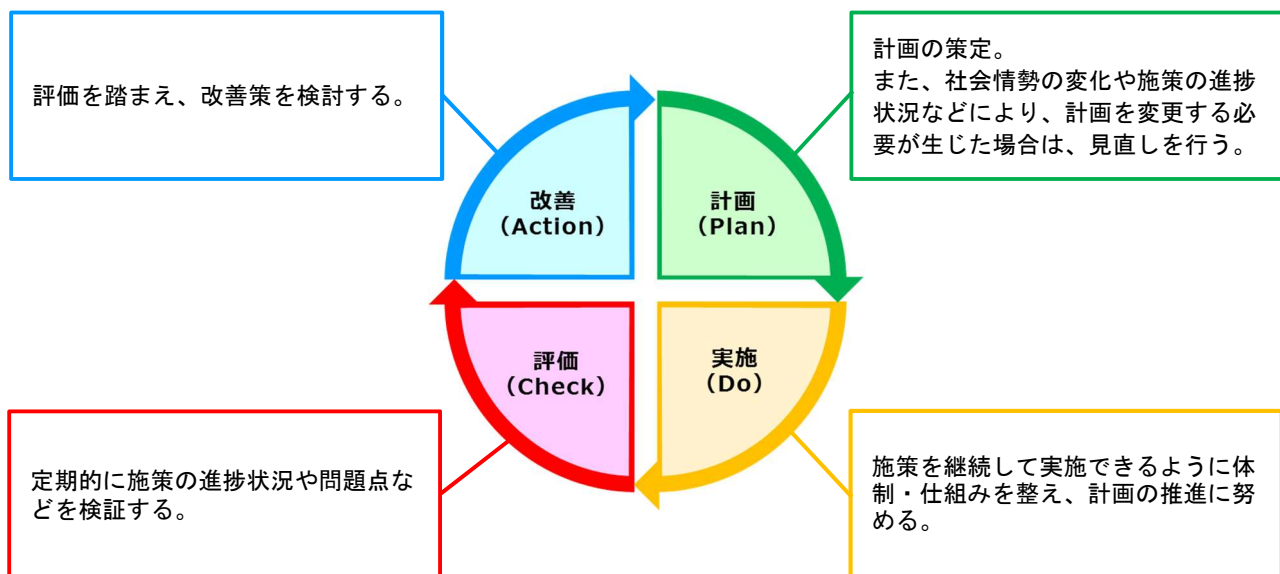
(3) 関係機関との連携及び協力要請

上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。

(4) 計画の見直し

計画の見直しは、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

【PDCAサイクル】



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編